番号	1						
個人情報フ	ァイルの名称	登記履歴台帳システム(マルコポーロ)					
行政機関等	の名称	三原市	三原市長				
	ファイルが利用に 事務をつかさどる i	資産税課					
個人情報フ	ァイルの利用目的	固定資産税・都市計画税賦課のため					
記録項目		1氏名,2住所,3資産状況					
記録範囲		固定資産保有者					
記録情報の	収集方法		本人	0	本人以外		
(本人以外	の場合は、収集先)			収集先	官公署への協力依頼		
要配慮個人ときは、そ	∖情報が含まれる ∙の旨	含まな	()				
記録情報の	経常的提供先	なし					
開示請求等 の名称及び	等を受理する組織 所在地		三原市総務課 也) 三原市港町3 - 5 - 1				
	刊用停止に関する D規定による特別	_					
個人情報フ	個人情報ファイルの種別		法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)		法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)		
		無 政令第21条第7項に 該当するファイル					
	等匿名加工情報の 長をする個人情報 ⋮ある旨	該当なし					

番号	2						
個人情報フ	ァイルの名称	家屋台帳ファイリングシステム(HOUSTRAGE)					
行政機関等	の名称	三原市	Ę				
	ファイルが利用に 事務をつかさどる i	資産税課					
個人情報フ	ァイルの利用目的	固定資	産税・都市計画税賦課 <i>の</i>	ため			
記録項目		1氏名,2住所,3宛名番号,4資産状況					
記録範囲		家屋資	家屋資産保有者				
記録情報の	収集方法		本人	0	本人以外		
(本人以外	の場合は、収集先)			収集先	固定資産の実地調査		
要配慮個人ときは、そ	し情報が含まれる の旨	含まな	()				
記録情報の	経常的提供先	なし					
開示請求等 の名称及び	等を受理する組織 所在地		三原市総務課 也) 三原市港町3 - 5 - 1				
	川用停止に関する D規定による特別						
個人情報つ	ァイルの種別	0	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)		法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)		
四八旧刊 ノ	<b>)・  /レ∨ノ☆主が</b> !	無	政令第21条第7項に 該当するファイル				
	等匿名加工情報の 集をする個人情報 ある旨	該当なし					

番号	3								
個人情報フ	ァイルの名称	固定資産税システム							
行政機関等	の名称	三原市	三原市長						
	ファイルが利用に 事務をつかさどる :	久井支	課 所地域振興課 所地域振興課 所地域振興課						
個人情報フ	ァイルの利用目的	固定資産税・都市計画税賦課のため							
記録項目		1氏名, 番号	2住所,3生年月日,4性	:別,5宛名	3番号,6資産状況,7課税,8個人				
記録範囲		固定資産保有者							
記録情報の収集方法 (本人以外の場合は,収集先)			本人	O 収集先	本人以外 官公署への協力依頼, 固定資産				
要配慮個人ときは、そ	 \情報が含まれる の旨	含まな	l'		の実地調査				
記録情報の	経常的提供先	法務局	,税務署,県税事務所						
開示請求等 の名称及び	等を受理する組織 所在地		三原市総務課 也) 三原市港町3 - 5 - 1						
	川用停止に関する D規定による特別	_							
個人情報ファイルの種別		0	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)		法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)				
		無 政令第21条第7項に 該当するファイル							
	等匿名加工情報の 長をする個人情報 ある旨	該当なし							

番号	4						
個人情報ファイルの名称		固定資産税業務支援システム(PasCAL固定資産)					
行政機関等	の名称	三原市	Ę				
	7ァイルが利用に §務をつかさどる	資産税課 農林水産課					
個人情報フ	ァイルの利用目的	固定資産税・都市計画税賦課のため					
記録項目		1氏名,	2住所,3宛名番号,4資	產状況			
記録範囲		固定資産保有者					
記録情報の	収集方法		本人	0	本人以外		
(本人以外	の場合は、収集先)			収集先	官公署への協力依頼, 固定資産 の実地調査		
要配慮個人ときは、そ	、情報が含まれる の旨	含まない					
記録情報の	経常的提供先	なし					
開示請求等 の名称及び	手を受理する組織 所在地	(名称) 三原市総務課 (所在地) 三原市港町3 - 5 - 1					
	川用停止に関する )規定による特別	_					
個人情報つ	個人情報ファイルの種別		法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)		法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)		
		無	政令第21条第7項に 該当するファイル				
	ቹ匿名加工情報の €をする個人情報 ある旨	該当なし					

番号	5						
個人情報フ	ァイルの名称	市県民税システム					
行政機関等	の名称	三原市	튽				
	ファイルが利用に 事務をつかさどる i	市民税課					
個人情報フ	ァイルの利用目的	市県民	税賦課のため				
記録項目			导号、2氏名、3生年月日、 号税額、8徴収方法	. 4性別、	5住所、6市県民税算定基礎数値、		
記録範囲		市県民税納税義務者					
記録情報の			本人	0	本人以外		
(本人以外	の場合は、収集先)			収集先	市県民税システム		
要配慮個人ときは、そ	、情報が含まれる の旨	含まな	()				
記録情報の	経常的提供先	なし					
開示請求等 の名称及び	等を受理する組織 所在地		三原市総務課 也) 三原市港町3 - 5 - 1				
	刊用停止に関する D規定による特別	_					
個人情報つ	情報ファイルの種別		法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)		法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)		
		無 政令第21条第7項に 該当するファイル					
	等匿名加工情報の 長をする個人情報 ある旨	該当なし					

番号	6						
個人情報フ	ァイルの名称	後期高齢者保険料賦課台帳					
行政機関等	の名称	三原市	Ę				
	ファイルが利用に 事務をつかさどる i	市民税	課				
個人情報フ	ァイルの利用目的	後期高	齢者保険料賦課のため				
記録項目	1被保険者番号、2宛名コード、3氏名、4生年月日、5性別、6住所 算定基礎数値、8保険料額、9徴収方法						
記録範囲		後期高齢者被保険者					
記録情報の	収集方法		本人	0	本人以外		
(本人以外	の場合は、収集先)			収集先	後期高齢者標準システム		
要配慮個人ときは、そ	、情報が含まれる の旨	含まな	()				
記録情報の	経常的提供先	なし					
開示請求等 の名称及び	等を受理する組織 所在地		三原市総務課 也) 三原市港町3 - 5 - 1				
	川用停止に関する D規定による特別	_					
個人情報つ	個人情報ファイルの種別		法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)		法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)		
		無 政令第21条第7項に 該当するファイル					
	等匿名加工情報の 長をする個人情報 ある旨	該当な	L				

番号	7						
個人情報フ	ァイルの名称	国民健康保険税システム					
行政機関等	の名称	三原市	Ę				
	ファイルが利用に 事務をつかさどる i	市民税	市民税課				
個人情報フ	ァイルの利用目的	国民健	康保険税賦課のため				
記録項目		1被保険者番号,2宛名コード,3氏名,4生年月日,5性別,6住所,7倍 算定基礎数値,8保険料額,9徴収方法					
記録範囲		国民健康保険税納税義務者					
記録情報の	収集方法		本人	0	本人以外		
(本人以外	の場合は、収集先)			収集先	介護保険システム		
要配慮個人ときは、そ	、情報が含まれる の旨	含まな	()				
記録情報の	経常的提供先	なし					
開示請求等 の名称及び	等を受理する組織 所在地		三原市総務課 也) 三原市港町3 - 5 - 1				
	川用停止に関する D規定による特別	-					
個人情報つ	個人情報ファイルの種別		法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)		法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)		
		無 政令第21条第7項に 該当するファイル					
	等匿名加工情報の 長をする個人情報 ある旨	該当な	L				

番号	8					
個人情報フ	ァイルの名称	介護保険料システム				
行政機関等	の名称	三原市	Ę			
	ファイルが利用に 事務をつかさどる	市民税	課			
個人情報フ	ァイルの利用目的	介護保	険料賦課のため			
記録項目			後者番号,2宛名コード, 礎数値,8保険料額,9徴		生年月日,5性別,6住所,7保険料	
記録範囲		介護保険被保険者				
記録情報の	収集方法		本人	0	本人以外	
(本人以外	の場合は、収集先)			収集先	介護保険システム	
要配慮個人ときは、そ	、情報が含まれる の旨	含まな	()			
記録情報の	経常的提供先	なし				
開示請求等 の名称及び	等を受理する組織 所在地		三原市総務課 也) 三原市港町3 - 5 - 1			
	川用停止に関する D規定による特別	_				
個人情報フ	個人情報ファイルの種別		法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)		法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)	
		無	政令第21条第7項に 該当するファイル			
	等匿名加工情報の 長をする個人情報 ある旨	該当なし				

番号	9					
個人情報フ	アイルの名称	軽自動車税システム				
行政機関等	の名称	三原市	Ę			
	ファイルが利用に 事務をつかさどる :	市民税	課			
個人情報フ	ァイルの利用目的	軽自動	車税賦課のため			
記録項目		1所有者氏名,2所有者生年月日,3所有者住所,4所有者宛名番号,5使月氏名,6使用者生年月日,7使用者住所,8使用者宛名番号,9車種,10根番号,11課税区分,12減免区分,13車名,14車台番号,15型式認定番号16年式,17排気量,18定置場所,19初度検査年月,20燃料の種類,21車重課区分,22取得年月日,23取得事由,24廃車年月日,25廃車事由,2動年月日,27異動事由,28プレート状態,29調定状況,30車両履歴状況			8使用者宛名番号, 9車種, 10標識 , 14車台番号, 15型式認定番号, 検査年月, 20燃料の種類, 21軽課 24廃車年月日, 25廃車事由, 26異	
記録範囲		軽自動	車所有者,軽自動車使用	者		
記録情報の (本人以外	収集方法 の場合は、収集先)	0	本人	11 <del>12 #                                 </del>	本人以外	
要配慮個ノ	 人情報が含まれる の旨	含まな	lı	収集先 		
記録情報の	経常的提供先	なし				
開示請求等 の名称及び	等を受理する組織 所在地		三原市総務課 也) 三原市港町3 - 5 - 1			
	利用停止に関する D規定による特別	_				
	ァイルの種別	○ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル) 無 政令第21条第7項に 該当するファイル				
	等匿名加工情報の 集をする個人情報 ある旨	該当な				

番号	10					
個人情報フ	ァイルの名称	法人市民税システム				
行政機関等	の名称	三原市	Ę			
	ファイルが利用に 事務をつかさどる i	市民税課				
個人情報フ	ァイルの利用目的	法人市	民税賦課のため			
記録項目		1企業番	\$号,2法人名,3所在地,	4資本金	の額, 5法人区分, 6法人市民税額	
記録範囲		法人市	法人市民税納税義務者			
記録情報の	収集方法		本人	0	本人以外	
(本人以外	の場合は、収集先)			収集先	法人市民税システム	
要配慮個人ときは、そ	、情報が含まれる の旨	含まな	()			
記録情報の	経常的提供先	なし				
開示請求等 の名称及び	等を受理する組織 所在地		三原市総務課 也) 三原市港町3 - 5 - 1			
	刊用停止に関する D規定による特別	-				
個人情報つ	個人情報ファイルの種別		法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)		法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)	
		無	政令第21条第7項に 該当するファイル			
	等匿名加工情報の 長をする個人情報 ある旨	該当なし				

番号	11						
個人情報フ	ァイルの名称	滞納整理台帳					
行政機関等	の名称	三原市	Ę				
	ファイルが利用に 事務をつかさどる	税制収	納課				
個人情報フ	ァイルの利用目的	市税,介護保険料,後期高齢者医療保険料及び保育料の滞納者の名 及び交渉内容等を記録し,滞納整理を行うため。					
記録項目		1氏名,2住所,3生年月日,4性別,5国籍・本籍,6課税・納7勤務先,8財産状況,9債権・債務状況,10収入状況,11滞納処12破産等,13家族構成,14扶養関係,15公的扶助,16電話番号,1の事情					
記録範囲		市税・介護保険料・後期高齢者医療保険料・保育料の滞納者			料・保育料の滞納者		
記録情報の	収集方法		本人	0	本人以外		
(本人以外	の場合は、収集先)			収集先	総合行政システム, 第三債務 者, 他行政機関		
要配慮個人ときは、そ	、情報が含まれる の旨	含まな	ι\				
記録情報の	経常的提供先	他行政	機関				
開示請求等 の名称及び	等を受理する組織 所在地		三原市総務課 也) 三原市港町3 - 5 - 1				
	川用停止に関する D規定による特別	_					
/m   l=t==	/ u	0	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)		法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)		
個人情報ファイルの種別     無     政令第21条第7項に       該当するファイル							
	等匿名加工情報の 集をする個人情報 ある旨	該当なし					

番号	12						
個人情報フ	ァイルの名称	滞納処分リスト					
行政機関等	の名称	三原市	三原市長				
	ファイルが利用に 事務をつかさどる :	税制収	税制収納課				
個人情報フ	ァイルの利用目的	市税、介護保険料、後期高齢者医療保険料及び保育料の滞納者の財産があるため。					
記録項目		1氏名, 2住所, 3差押財産, 4差押に係る滞納金額, 5差押年月			系る滞納金額,5差押年月日		
記録範囲		市税・介護保険料・後期高齢者医療保険料・保育料の滞納者で財産差 象の者			料・保育料の滞納者で財産差押対		
記録情報の	収集方法		本人	0	本人以外		
(本人以外	の場合は、収集先)			収集先	総合行政システム		
要配慮個人ときは、そ	、情報が含まれる の旨	含まな	()				
記録情報の	経常的提供先	なし					
開示請求等 の名称及び	等を受理する組織 所在地		三原市総務課 也) 三原市港町3 - 5 - 1				
	川用停止に関する D規定による特別	-					
個人情報つ	マイルの種型	0	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)		法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)		
個人情報ファイルの種別 		無	政令第21条第7項に 該当するファイル				
	等匿名加工情報の 集をする個人情報 ある旨	該当なし					

	1	Ī				
番号	13					
個人情報フ	ァイルの名称	市税,介護保険料,後期高齢者医療保険料及び保育料口座振替管理ファイ ル				
行政機関等	の名称	三原市	튽			
	ファイルが利用に 事務をつかさどる i	税制収納課				
個人情報フ	ァイルの利用目的	市税、介護保険料、後期高齢者医療保険料及び保育料の口座振替をるため。				
記録項目					科目,6金融機関コード,7金融機 請日,11開始日,12処理日	
記録範囲		市税・	介護保険料・後期高齢	者医療保険	料・保育料の口座振替登録者	
記録情報の		0	本人		本人以外	
(本人以外	の場合は、収集先)			収集先		
要配慮個人ときは、そ	∖情報が含まれる ∙の旨	含まな	l,			
記録情報の	経常的提供先	指定金	融機関・指定代理金融	機関・収約	9代理金融機関・ゆうちょ銀行	
開示請求等 の名称及び	等を受理する組織 所在地		三原市総務課 也)三原市港町3 - 5 -	1		
	川用停止に関する D規定による特別	_				
個人情報フ			法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル	)	法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)	
個人情報ファイルの種別   		無	政令第21条第7項に 該当するファイル			
	等匿名加工情報の 長をする個人情報 ある旨	加工情報の る個人情報 該当なし				

番号	14						
個人情報フ	ァイルの名称	収納管理台帳					
行政機関等	の名称	三原市	三原市長				
	ファイルが利用に §務をつかさどる	税制収	税制収納課				
個人情報フ	ァイルの利用目的	市税,介護保険料及び後期高齢者医療保険料及び保育料の収納管理及で 付処理をするため。				険料及び保育料の収納管理及び還	
記録項目	1氏名,2住所,3生年月日			主年月日, ·	4 性別, 6	6 電話番号, 7 課税・納税状況	
記録範囲		市税・介護保険料・後期高齢者医療保険料・保育料の納税者・納付者					
記録情報の	収集方法		本人		0	本人以外	
(本人以外	の場合は、収集先)				収集先	総合行政システム	
要配慮個人ときは、そ	、情報が含まれる の旨	含まな	l'				
記録情報の	経常的提供先	なし					
開示請求等 の名称及び	テを受理する組織 所在地		三原市総務也) 三原市港				
	川用停止に関する )規定による特別	_					
個人情報つ	個人情報ファイルの種別		法第60条第 (電算処理	2項第1号 ファイル)		法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)	
		無 政令第21条第7項に 該当するファイル					
	F匿名加工情報の €をする個人情報 ある旨	該当な	該当なし				

番号	15					
個人情報フ	ァイルの名称	生活保護世帯ケース				
行政機関等	の名称	三原市	Ę			
個人情報ファイルが利用に 供される事務をつかさどる 組織の名称		社会福	祉課			
個人情報フ	ァイルの利用目的		護法に基づく要保護者の するため。	)適正運営	の確保・推進のための基本的事項	
記録項目		1住所,2性別,3生年月日,4出生地,5国籍・本籍,6親族関係・続柄,7会社名(学校名),8職業,9障害の状況,10傷病の状況,11検査・健診結果,12治療内容・方法,13健康状態,14資産状況,15債権・債務,16収入状況,17課税・納税状況,18取引状況,19破産等,20金融機関口座番号,21家族構成,22扶養関係,23公的扶助,24住居の状況,25居住状況,26電話番号				
記録範囲		生活困窮の程度に応じ、その最低限度の生活を保障する要保護者				
記録情報の	収集方法	0	本人		本人以外	
(本人以外	の場合は、収集先)			収集先		
要配慮個人ときは、そ	、情報が含まれる の旨	含む				
記録情報の	経常的提供先	県社会	援護課・民生児童委員			
開示請求等 の名称及び	穿を受理する組織 所在地		三原市総務課 也) 三原市港町3 - 5 - 1			
	川用停止に関する )規定による特別	_				
個人情報つ	個人情報ファイルの種別		法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)		法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)	
		無	政令第21条第7項に 該当するファイル			
	等匿名加工情報の 美をする個人情報 ある旨	該当なし				

番号	16						
個人情報フ	ァイルの名称	重度障害者医療費受給者証交付申請書					
行政機関等	の名称	三原市	Ę				
	7ァイルが利用に §務をつかさどる	社会福	祉課				
個人情報ファイルの利用目的 重度の心身障害者に対し、医療費を支給し障害者の福祉 担の軽減を図るため。					し障害者の福祉の増進と医療費負		
記録項目			2性別,3生年月日,4新 構成,8扶養関係,9その1		続柄,5障害の状況,6収入状況, 生活関係事項		
記録範囲		三原市に住所を有する心身障害者及びその配偶者と扶養義務者					
記録情報の		0	本人		本人以外		
(本人以外	の場合は、収集先)			収集先			
要配慮個人ときは、そ	、情報が含まれる の旨	含む					
記録情報の	経常的提供先	なし					
開示請求等 の名称及び	Fを受理する組織 所在地	(名称) 三原市総務課 (所在地) 三原市港町3-5-1					
	用停止に関する    規定による特別	_					
個人情報つ			法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)		法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)		
	個人情報ファイルの種別       無       政令第21条第7項に         該当するファイル						
	ቹ匿名加工情報の €をする個人情報 ある旨	該当なし					

番号	17						
個人情報フ	ァイルの名称	療育手帳所持者台帳					
行政機関等	の名称	三原市長					
	ファイルが利用に 事務をつかさどる :	社会福	福祉課				
個人情報フ	ァイルの利用目的		害者福祉法により療育手 るため。	-帳の交付	を受けた者に対し、各種の援助を		
記録項目		1住所, 2性別, 3生年月日, 4障害の状況					
記録範囲		知的障害者福祉法に該当する障害のある者(18歳未満の者も含む)			者(18歳未満の者も含む)		
記録情報の	収集方法		本人	0	本人以外		
(本人以外	の場合は、収集先)			収集先	県知的障害福祉室		
要配慮個人ときは、そ	、情報が含まれる の旨	含む					
記録情報の	経常的提供先	なし					
開示請求等 の名称及び	等を受理する組織 所在地		三原市総務課 也) 三原市港町3 - 5 - 1				
	刊用停止に関する D規定による特別	——————————————————————————————————————					
個人情報つ	ァイルの種別	0	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)		法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)		
		無 政令第21条第7項に 該当するファイル					
	等匿名加工情報の 長をする個人情報 ある旨	該当なし					

番号	18						
個人情報フ	ァイルの名称	身体障害者手帳所持者台帳					
行政機関等	の名称	三原市	Ę				
	7ァイルが利用に §務をつかさどる	社会福祉課					
個人情報フ	ァイルの利用目的	身体障害者福祉法により身体障害者手帳の交付を受けた者に対し, 援助を実施するため。					
記録項目		1住所,	2性別,3生年月日,4障	きの状況	, 5傷病の状況		
記録範囲		身体障害者福祉法別表に該当する障害のある者(18歳未満の者も含む)					
記録情報の	収集方法		本人	0	本人以外		
(本人以外	の場合は、収集先)			収集先	   県身体障害福祉室 		
要配慮個人ときは、そ	、情報が含まれる の旨	含む					
記録情報の	経常的提供先	なし					
開示請求等 の名称及び	穿を受理する組織 所在地	(名称) 三原市総務課 (所在地) 三原市港町3 - 5 - 1					
	川用停止に関する )規定による特別	_					
個人情報つ	個人情報ファイルの種別		法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)		法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)		
凹八旧刊ノ	<i>♪ 「                                   </i>	無 政令第21条第7項に 該当するファイル					
	等匿名加工情報の 員をする個人情報 ある旨	該当なし					

番号	19						
個人情報フ	ァイルの名称	精神障害者保健福祉手帳所持者台帳					
行政機関等	の名称	三原市	三原市長				
	ファイルが利用に 事務をつかさどる	社会福祉課					
個人情報フ	ァイルの利用目的	精神保健福祉法により手帳の交付を受けた者に対し,各種の援助を実施 るため。					
記録項目		1氏名、2住所、3性別、4生年月日、5障害の状況、6傷病の状況					
記録範囲		精神保健福祉法に該当する障害のある者					
記録情報の	収集方法	0	本人	0	本人以外		
(本人以外	の場合は、収集先)			収集先	広島県総合精神保健福祉セン ター		
要配慮個人ときは、そ	、情報が含まれる の旨	含む					
記録情報の	経常的提供先	なし					
開示請求等 の名称及び	等を受理する組織 所在地		三原市総務課 也) 三原市港町3 - 5 - 1				
	川用停止に関する D規定による特別	_					
佣工桂耙つ	- ノルの辞則	0	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)		法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)		
1四八1月和ノ	ァイルの種別	無 政令第21条第7項に 該当するファイル					
	等匿名加工情報の 集をする個人情報 ある旨	該当な	該当なし				

番号	20						
個人情報フ	ァイルの名称	障害者優待乗車証台帳					
行政機関等	の名称	三原市	長				
	ファイルが利用に 事務をつかさどる :	社会福	祉課				
個人情報フ	ァイルの利用目的	乗車券交付のため。					
記録項目		1住所,	2性別,3生年月日,4障	害の状況			
記録範囲		身体障	身体障害者手帳1種,療育手帳,精神保健福祉手帳を所持している者				
記録情報の	収集方法	0	本人		本人以外		
(本人以外	の場合は、収集先)			収集先			
要配慮個人ときは、そ	、情報が含まれる の旨	含む					
記録情報の	経常的提供先	なし					
開示請求等 の名称及び	等を受理する組織 所在地		三原市総務課 也) 三原市港町3 - 5 - 1				
	川用停止に関する D規定による特別	_					
個人情報つ			法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)		法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)		
	個人情報ファイルの種別		政令第21条第7項に 該当するファイル				
	等匿名加工情報の 集をする個人情報 ある旨						

番号	21					
個人情報フ	ァイルの名称	自立支援医療費(精神通院)支給認定者台帳				
行政機関等	の名称	三原市	Ę			
	ファイルが利用に 事務をつかさどる :	社会福祉課				
個人情報フ	ァイルの利用目的	自立支援医療費(精神通院)支給認定者を管理するため			を管理するため	
記録項目		1氏名,2住所,3性別,4生年月日,5収入状況,6課税・納税状況,7 成,8その他の個人生活関係事項			状況,6課税・納税状況,7家族構	
記録範囲		精神保健福祉法第5条に規定する統合失調症などの精神疾患を有する。 で、通院による精神医療を継続的に要する者				
記録情報の	収集方法	0	本人	0	本人以外	
(本人以外	の場合は、収集先)			収集先	広島県総合精神保健福祉セン ター	
要配慮個人ときは、そ	、情報が含まれる の旨	含む				
記録情報の	経常的提供先	なし				
開示請求等の名称及び	等を受理する組織 所在地		三原市総務課 也) 三原市港町3 - 5 - 1			
	川用停止に関する D規定による特別	_				
佣工桂耙つ	ァイルの種別	0	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)		法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)	
四八	ℱ 1 7₽♥スイ1生が	無 政令第21条第7項に 該当するファイル				
	等匿名加工情報の 集をする個人情報 ある旨	該当なし				

番号	22						
個人情報フ	ァイルの名称	日常生活用具貸与給付台帳					
行政機関等	の名称	三原市	長				
	ファイルが利用に 事務をつかさどる	社会福祉課					
個人情報フ	ァイルの利用目的	障害者等の日常生活用具の貸与給付情報を管理するため。					
記録項目		1住所,	2性別,3生年月日,4障	害の状況	, 5課税・納税状況, 6家族構成		
記録範囲		日常生	日常生活用具を必要とする障害者,障害児,難病患者等				
記録情報の	収集方法	0	本人		本人以外		
(本人以外	の場合は、収集先)			収集先			
要配慮個人ときは、そ	、情報が含まれる の旨	含む	含む				
記録情報の	経常的提供先	なし					
開示請求等 の名称及び	テを受理する組織 所在地		(名称)三原市総務課 (所在地)三原市港町3 - 5 - 1				
	川用停止に関する )規定による特別	_					
個人情報つ	個人情報ファイルの種別		法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)		法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)		
		無	政令第21条第7項に 該当するファイル				
	等匿名加工情報の 長をする個人情報 ある旨	該当なし					

番号	23						
個人情報フ	ァイルの名称	臨時福祉給付金支給(不支給)者一覧					
行政機関等	の名称	三原市	Ę				
	ファイルが利用に 事務をつかさどる i	社会福祉課					
個人情報フ	ァイルの利用目的	臨時福	祉給付金支給のための一	-覧表			
記録項目		1氏名, 番号	2住所,3性別,4生年月	日,5金融	機関口座番号,6扶養関係,7電話		
記録範囲		臨時福祉給付金申請者					
記録情報の	収集方法	0	本人	0	本人以外		
(本人以外	の場合は、収集先)			収集先	代理人		
要配慮個人ときは、そ	、情報が含まれる の旨	含まな	l,				
記録情報の	経常的提供先	なし					
開示請求等 の名称及び	等を受理する組織 所在地		三原市総務課 b) 三原市港町3 - 5 - 1				
	川用停止に関する D規定による特別						
個人情報つ	個人情報ファイルの種別		法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)		法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)		
		無	無 政令第21条第7項に 該当するファイル				
	等匿名加工情報の 長をする個人情報 ある旨	該当なし					

番号	24					
個人情報フ	ァイルの名称	H30年豪雨被災者名簿				
行政機関等	の名称	三原市長				
	ファイルが利用に 事務をつかさどる :	社会福祉課				
個人情報フ	ァイルの利用目的	被災者	の支援制度受付状況を把	捏するた	හ	
記録項目	1受付日, 2支援制, 給日			氏名,5被	災区分,8金融機関口座番号,9支	
記録範囲		平成30年7月豪雨の被災者				
記録情報の	収集方法	0	本人	0	本人以外	
(本人以外	の場合は、収集先)			収集先	り災証明	
要配慮個人ときは、そ	、情報が含まれる の旨	含まな	()			
記録情報の	経常的提供先	なし				
開示請求等 の名称及び	等を受理する組織 所在地		三原市総務課 也) 三原市港町3 - 5 - 1			
	川用停止に関する D規定による特別	_				
個人情報つ	個人情報ファイルの種別		法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)		法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)	
凹八旧取ノ	ノ ・  /レ∨ノτ≚/Ϳリ	無 政令第21条第7項に 該当するファイル				
	等匿名加工情報の 長をする個人情報 ある旨	該当な	L			

番号	25						
個人情報フ	ァイルの名称	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給(不支給)者等一覧					
行政機関等	の名称	三原市	長				
	ファイルが利用に 事務をつかさどる	社会福祉課					
個人情報フ	ァイルの利用目的	住民税	非課税世帯等に対する臨	語時特別給	付金支給のための一覧表		
記録項目		,	1氏名,2住所,3性別,4生年月日,5金融機関口座番号,6課税情報,7電話番号,8申請日,9支給日,10支給方法				
記録範囲		住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金申請(申請対象)者					
記録情報の	収集方法	0	本人	0	本人以外		
(本人以外	の場合は、収集先)			収集先	代理人		
要配慮個人ときは、そ	、情報が含まれる の旨	含まな	()				
記録情報の	経常的提供先	なし					
開示請求等 の名称及び	等を受理する組織 所在地		三原市総務課 也)三原市港町3 - 5 - 1	5 - 1			
	川用停止に関する D規定による特別	_					
個人情報つ	マイルの種別	0	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)		法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)		
	個人情報ファイルの種別   		政令第21条第7項に 該当するファイル				
	等匿名加工情報の 長をする個人情報 ある旨	該当なし					

番号	26						
個人情報フ	ァイルの名称	電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金支給(不支給)者等一覧					
行政機関等	の名称	三原市	Ę				
	ファイルが利用に 事務をつかさどる	社会福	祉課				
個人情報フ	ァイルの利用目的	電力・	ガス・食料品等価格高騰	緊急支援	給付金支給のための一覧表		
記録項目			2住所,3性別,4生年月 8申請日,9支給日,10支		機関口座番号,6課税情報,7電話		
記録範囲		電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金申請(申請対象)者					
記録情報の	収集方法	0	本人	0	本人以外		
(本人以外	の場合は、収集先)			収集先	代理人		
要配慮個人ときは、そ	、情報が含まれる の旨	含まない					
記録情報の	経常的提供先	なし					
開示請求等 の名称及び	テを受理する組織 所在地	(名称) 三原市総務課 (所在地) 三原市港町3 - 5 - 1					
	川用停止に関する )規定による特別	_					
個人性起っ			法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)		法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)		
個人情報ファイルの種別 		無	政令第21条第7項に 該当するファイル				
	等匿名加工情報の 美をする個人情報 ある旨	該当するファイル					

	1	Ī					
番号	27						
個人情報フ	ァイルの名称	三原市生活応援給付金(均等割のみ課税世帯に対する支援金)支給(不支給)者等一覧					
行政機関等	の名称	三原市	長				
	ファイルが利用に 事務をつかさどる :	社会福祉課					
個人情報フ	ァイルの利用目的	三原市生活応援給付金(均等割のみ課税世帯に対する支援金)支給の の一覧表					
記録項目			2住所,3性別,4生年月 8申請日,9支給日,10支		機関口座番号,6課税情報,7電話		
記録範囲		三原市生活応援給付金(均等割のみ課税世帯に対する支援金)申請(申対象)者					
記録情報の	収集方法	0	本人	0	本人以外		
(本人以外	の場合は、収集先)			収集先	代理人		
要配慮個人ときは、そ	∖情報が含まれる ·の旨	含まな	ι\				
記録情報の	経常的提供先	なし					
開示請求等 の名称及び	等を受理する組織 所在地		三原市総務課 也)三原市港町3 - 5 - 1				
	刊用停止に関する D規定による特別	-					
個人桂報力	ァイルの種別	0	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)		法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)		
		無	政令第21条第7項に 該当するファイル				
	等匿名加工情報の 集をする個人情報 ある旨	該当なし					

番号	28				
個人情報フ	ァイルの名称	介護保	<u></u> 険システム		
行政機関等(	の名称	三原市			
	アイルが利用に 務をつかさどる	高齢者	福祉課		
個人情報フ	ァイルの利用目的	保険料			に必要な介護保険資格記録管理, 理, 給付実績管理, 要介護認定に
記録項目		59保151通受付252933報福座ビ己護請体に連特世被険介年徴給先要訪適,祉)ス負サの的つす別帯保者護金収状及介問用37用情受担一あ機いるな	は (本者 (本者 (本者 (本者 (本者 (本者 (本者 (本者	718護別(及名)医況況ビ用川川長番項す生生第1毎保保徴受び、27療、のス状にの算号目る活活日由険険収給減3認機35有費況関介介・に項へ自号,者で情の免転定関保無)とし護護被つ目の原	氏名、32号は、32号は、32号は、32号は、32号は、32号は、32号は、32号は
記録範囲		三原市	に介護保険資格を有する 	者(住所	地特例者含む)
=7 A2 I++0 a	ln #= - <u>-</u> ->-	0	本人	0	本人以外
記録情報のよ	収集方法の場合は、収集先)			収集先	介護保険事業者からの届出,市 区町村等からの通知,職員が調 査等をしたもの。
要配慮個人ときは、その	情報が含まれる の旨	含む			
記録情報の組	経常的提供先		国民健康保険団体連合会 後期高齢者医療広域連合		

開示請求等を受理する組織 の名称及び所在地		三原市総務課 也)三原市港町3 - 5 - 1	
訂正及び利用停止に関する 他の法令の規定による特別 の手続等	_		
/B   kttp	0	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
個人情報ファイルの種別	無	政令第21条第7項に 該当するファイル	
行政機関等匿名加工情報の 提案の募集をする個人情報 ファイルである旨	該当な	L	

番号	29					
個人情報フ	ァイルの名称	敬老祝金システム				
行政機関等	の名称	三原市				
	ファイルが利用に 事務をつかさどる	高齢者	福祉課			
個人情報フ	ァイルの利用目的	三原市め。	敬老祝金条例に基づきヨ	三原市敬る	と祝金の給付に伴う業務を行うた と祝金の給付に伴う業務を行うた	
記録項目		. –	5号,2世帯番号,3氏名, 金支給情報,9口座情報	4住所,	5生年月日,6性別,7電話番号,8	
記録範囲		毎年9月1日において生存し,住民基本台帳に記録されている者であって 該年の4月1日から翌年の3月31日までの間に年齢が77歳,88歳又は100歳 上に達する者。				
記録情報の	収集方法	0	本人	0	本人以外	
(本人以外	の場合は、収集先)			収集先	対象者の代理人等からの口座 振替依頼書の提出	
要配慮個人ときは、そ	、情報が含まれる の旨	含まな	l,			
記録情報の	経常的提供先	なし				
開示請求等 の名称及び	等を受理する組織 所在地		三原市総務課 b) 三原市港町3 - 5 - 1			
	川用停止に関する D規定による特別					
		0	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)		法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)	
1回入1再報ノ	ァイルの種別	無	政令第21条第7項に 該当するファイル			
	等匿名加工情報の 集をする個人情報 ある旨	該当なし				

番号	30						
個人情報フ	ァイルの名称	敬老事業対象者名簿					
行政機関等	の名称	三原市					
	ファイルが利用に 事務をつかさどる	高齢者	福祉課				
個人情報フ	ァイルの利用目的		祉法第5条に基づき,老 対象者を把握し,敬老事		行事として補助をするにあたり, 体に提供するため。		
記録項目		1宛名番	琴号,2世帯番号,3氏名,	4住所,	5生年月日,6性別,7町内会		
記録範囲		三原市に住所を有する満75歳以上の者及び当該年内に75歳に達する者					
記録情報の	記録情報の収集方法		本人	0	本人以外		
(本人以外	の場合は、収集先)			収集先	住基情報		
要配慮個人ときは、そ	、情報が含まれる の旨	含まな	()				
記録情報の	経常的提供先	実施団	体				
開示請求等 の名称及び	等を受理する組織 所在地		(名称) 三原市総務課 (所在地) 三原市港町3 - 5 - 1				
	川用停止に関する D規定による特別						
個人情報つ	マイルの話別	0	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)		法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)		
四八旧刊 ノ	個人情報ファイルの種別 		政令第21条第7項に 該当するファイル				
	等匿名加工情報の 集をする個人情報 ある旨	該当なし					

番号	31				
		<b>いっか サル ベー</b>	ᇵᅲᆉᄧᆇᅄᄴᅷᅜᇰ	- ·	
1回入1再報ノ	ァイルの名称 	<u></u> 避難仃	動要支援者避難支援シス 	<b>СТ</b> Д	
行政機関等	の名称	三原市			
	7ァイルが利用に §務をつかさどる	高齢者	福祉課		
個人情報フ	ァイルの利用目的				
記録項目		災害対策基本法に基づく、避難行動要支援者の避難支援に供するうため。(名簿の作成、個別避難計画の策定)  1災害支援者番号、2履歴番号、3最新区分、4登録状態、5登録状態 請日、7異動日、8決定日、9同意区分、10同意区分名、11届出者充分、12届出者宛名番号、13届出者氏名、14届出者関係、15届出者宛名番号、17氏名かな、18氏名漢字、19本名かな、20本名漢字、日、22表示用生年月日、23年齢、24性別、25性別漢字、26住所、28番地、29方書、30世帯番号、31世帯主名かな、32世帯主名漢字名、34世帯状況、35世帯状況名、36電話番号、37FAX番号、38排39血液型、40血液型名、41民生委員番号、42民生委員宛名番号、員名、44自治会コード、45自治会名、46要援護者世帯状況1、4、世帯状況1名、48要援護者世帯状況2、49要援護者世帯状況1、4、世帯状況1名、48要援護者世帯状況3、51要援護者世帯状況3、55身体障害等級名、56號方療育等級名、55精神障害等級、55身体障害等級名、56號方療育等級名、58精神障害等級、55身体障害等級名、60介護保険介護保険等級名、62要援護の状況、63避難場所コード、64避難場緊急度、66緊急度名、67医療保険、68身体障害分類、69身体障害70障害内容、71介護度、72介護度名、73権利擁護、74自立支援援緊急度、68財保護、76母子家庭、77障害年金、78住宅状況、79住宅状況、5生活保護、76母子家庭、77障害年金、78住宅状況、79住宅状況、第1時進場、81構造名、82建築時期、83家屋構造、84家屋構造名、85家屋他、86耐震診断、87家具固定、88普段いる部屋、89緊急通報、90等備会社、91保健福祉サービス、92台帳印刷、93台帳印刷名、92号備会社、91保健福祉サービス、92台帳印刷、93台帳印刷名、92号備考、100登録抹消日、101抹消事由、102抹消事由名、103緊急9の備考、100登録抹消日、101抹消事由、102抹消事由名、103緊急104緊急1電話番号、105緊急2氏名、113支援者2住所、114支援番号、115支援者2FAX番号、115支援者3下AX番号、115支援者3下AX番号、115支援者3下AX番号、115支援者3下AX番号、115支援者3下AX番号、120支援者3FAX着3FAX着3FAX着3FAX着3FAX着3FAX着3FAX着3FAX着			
記録範囲		のみ世		3 以上の者	人暮らし世帯②75歳以上の高齢者 ④身体障害者手帳1・2級⑤療育手
		0	本人	0	本人以外
記録情報の (本人以外	収集方法 の場合は,収集先)			収集先	住民基本台帳,介護保険被保険者台帳,身体障害者手帳所有情報,療育手帳所有者情報,精神障害者保健福祉手帳所有者情報,高齢者世帯状況調査

要配慮個人情報が含まれる ときは、その旨	含む					
記録情報の経常的提供先		避難支援等関係者(町内会,自治会,自主防災会,社会福祉協議会,包括支 援センター,民生委員,警察署,消防団)				
開示請求等を受理する組織 の名称及び所在地	(名称)三原市総務課 (所在地)三原市港町3-5-1					
訂正及び利用停止に関する 他の法令の規定による特別 の手続等	_					
個人情報ファイルの種別	0	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)		法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)		
四八十年以ファイルの種が	無	政令第21条第7項に 該当するファイル				
行政機関等匿名加工情報の 提案の募集をする個人情報 ファイルである旨	該当な	L				

番号	32					
個人情報フ	ァイルの名称	在宅高齢者把握台帳				
行政機関等	の名称	三原市				
	ファイルが利用に 事務をつかさどる :	高齢者	福祉課			
個人情報フ	ァイルの利用目的	-	在宅老人の世帯状況を調 するため	∄査・把握	し老人福祉行政施策に必要な基礎	
記録項目		1住所, 帯区分		4生年月	日,5性別,6担当民生委員名,7世	
記録範囲		市内に居住する65歳以上の者				
記録情報の	収集方法	0	本人	0	本人以外	
(本人以外	の場合は、収集先)			収集先	住民基本台帳	
要配慮個人ときは、そ	、情報が含まれる の旨	含まな	()			
記録情報の	経常的提供先	なし				
開示請求等 の名称及び	等を受理する組織 所在地		三原市総務課 也) 三原市港町3 - 5 - 1			
	川用停止に関する D規定による特別	_				
個人情報つ	ァイルの種別	0	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)		法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)	
		無	政令第21条第7項に 該当するファイル			
	等匿名加工情報の 長をする個人情報 ある旨	該当な	L			

番号	33						
個人情報フ	ァイルの名称	地域包括支援センターシステム					
行政機関等	の名称	三原市					
個人情報ファイルが利用に 供される事務をつかさどる 組織の名称		高齢者	福祉課				
個人情報フ	ァイルの利用目的		の相談経過の管理,各種 作成,進捗状況の管理等			<b>養予防に係るプラ</b>	
記録項目		番号, 喪失日 認定有	1住民コード,2氏名漢字,3氏名かな,4性別,5生年月日,6行政区,7郵便番号,8住所,9地番等,10方書,11被保険者番号,12資格取得日,13資格喪失日,14申請種別コード,15申請年月日,16要介護状態区分コード,17認定有効期間開始日,18認定有効期間終了日,19認定日,20サービス計画届出日,21限度額適用期間開始日,22限度額適用期間終了日				
記録範囲		地域包括支援センターへの相談者及びサービス利用者					
記録情報の		0	本人	0	本人以外		
(本人以外	の場合は、収集先)			収集先	住民基本台帳, 者台帳	介護保険被保険	
要配慮個人ときは、そ	、情報が含まれる の旨	含む					
記録情報の	経常的提供先	地域包括支援センター					
開示請求等 の名称及び	デを受理する組織 所在地		三原市総務課 也)三原市港町3 - 5 - 1				
	川用停止に関する )規定による特別	_					
個人情報ファイルの種別		0	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)		法第60条第2項領 (マニュアル処		
凹八	<i>,</i> 「	無	政令第21条第7項に 該当するファイル				
	ቹ匿名加工情報の €をする個人情報 ある旨	該当するファイル					

番号	34					
個人情報フ	ァイルの名称	月の日数のうちを15日を超える短期入所受給者一覧				
行政機関等	の名称	三原市				
	ファイルが利用に 事務をつかさどる i	高齢者	福祉課			
個人情報フ	ァイルの利用目的	要介護	認定有効期間の半数を超	<b>望える短期</b>	入所受給者の把握のため	
記録項目			3,2被保険者番号,3被f 数,7月の利用日数,8支		3,4有効期間,5利用年月,6累計 名,9利用理由	
記録範囲			月の日数のうち15日を超えて短期入所サービスを利用(受給)する (要支援)認定者			
記録情報の	収集方法		本人	0	本人以外	
(本人以外	の場合は、収集先)			収集先	居宅介護支援事業所, 介護予防 支援事業所	
要配慮個人ときは、そ	、情報が含まれる の旨	含む				
記録情報の	経常的提供先	なし				
開示請求等 の名称及び	等を受理する組織 所在地	(名称) 三原市総務課 (所在地) 三原市港町3-5-1				
	刊用停止に関する D規定による特別	_				
個人情報つ			法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)		法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)	
個人情報ファイルの種別 		無	政令第21条第7項に 該当するファイル			
	等匿名加工情報の 長をする個人情報 ある旨	該当なし				

番号	35					
個人情報フ	ァイルの名称	汎用台帳システム (敬老優待乗車証)				
行政機関等	の名称	三原市				
	ファイルが利用に 事務をつかさどる :	高齢者	福祉課			
個人情報フ	ァイルの利用目的	三原市	敬老優待乗車券交付にか	かる業務	を行うため	
記録項目		1区分,2 宛名番号,3氏名かな,4氏名漢字,5生年月日,6性別,7郵便番号,8町名,9番地,10肩方,11大字コード,12本番,13枝番1,14枝番2,15旧自治体コード,16旧自治体名,17地区コード,18地区名,19行政区コード,20行政区名,21班コード,22班名,23申請番号,24履歴連番,25最新区分,26異動日,27届出日,28異動事由コード,29異動事由名称,30認定種類コード,31認定種類,32優待区分コード,33優待区分,34乗船区間コード,35乗船区間,36申請日,37交付日,38認定日,39認定事由コード,40認定事由,41喪失日,42喪失事由コード,43喪失事由,44回収日				
記録範囲		三原市	内に住所を有する70歳以	上の者		
記録情報の	収集方法	0	本人		本人以外	
(本人以外	の場合は、収集先)			収集先		
要配慮個人ときは、そ	、情報が含まれる の旨	含まな	l,			
記録情報の	経常的提供先	なし				
開示請求等 の名称及び	等を受理する組織 所在地		三原市総務課 也) 三原市港町3 - 5 - 1			
	刊用停止に関する D規定による特別	_				
個人情報つ	ァイルの種別	0	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)		法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)	
		無	政令第21条第7項に 該当するファイル			
	等匿名加工情報の 集をする個人情報 ある旨	該当な	L			

番号	36					
個人情報フ	ァイルの名称	介護認定審査会資料				
行政機関等	の名称	三原市				
	ファイルが利用に 事務をつかさどる :	高齢者	福祉課			
個人情報フ	ァイルの利用目的	要介護	認定審査会にかかる業務	ら を行うた	め。	
記録項目		(第1号被保険者について)1被保険者の氏名,2性別,3生年月日,4住所,5被保険者番号,6第1号被保険者,7第2号被保険者の別,8被保険者資格の取得・喪失日,9理由,(第2号被保険者については,10保険者番号,11保険者名称,12被保険者記号番号13,特定疾病の種類),14要介護・支援区分,15申請日,16認定日,17有効期間などの認定情報,18訪問調査,19主治医氏名,201医療機関名,21サービス受給者情報,22在宅・施設利用の介護サービス給付実績情報,23認定調査票(特記事項を含む),24主治医意見書				
記録範囲		三原市に介護保険資格を有する者(住所地特例者含む)				
記録情報の (本人以外	収集方法 の場合は、収集先)	0	本人	O 収集先	本人以外 介護保険事業者からの届出, 市 区町村等からの通知, 職員が調 査等をしたもの。	
要配慮個人ときは、そ	∖情報が含まれる ·の旨	含まな	l)	1		
記録情報の	経常的提供先	なし				
開示請求等 の名称及び	等を受理する組織 所在地		三原市総務課 也)三原市港町3 - 5 - 1			
	刊用停止に関する D規定による特別	_				
個人情報フ	ァイルの種別	0	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)		法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)	
		無	政令第21条第7項に   該当するファイル			
	穿匿名加工情報の 長をする個人情報 ⋮ある旨	該当な	L			

番号	37						
個人情報フ	ァイルの名称	総合行					
行政機関等	の名称	三原市	Ę				
	7ァイルが利用に §務をつかさどる	保険医療課 市民課 本郷支所地域振興課 久井支所地域振興課 大和支所地域振興課					
個人情報フ	ァイルの利用目的	国民健	康保険事業(資格管理業	終 で使	用するため		
記録項目		【資格情報関係】1氏名,2ふりがな,3生年月日,4性別,5住所,6宛名番号,7個人番号,8世帯番号,9旧自治体,10地区,11行政区,12班,13被保険者番号,14資格区分,15被保険者証区分,16高額療養費区分,17連絡先,18送付先,19資格状況,20続柄,21年齡,22資格取得開始日,23資格取得開始事由,24資格取得開始届出日,25資格終了日,26資格終了事由,27資格終了届出日,28退職被保険者該当日,29退職被保険者非該当日,30ひとり親区分,31重度医療区分,32乳幼児医療区分,33マル学区分,34住所地特例区分,35高齡受給者区分,36特定疾病区分,37限度額認定証有無,38現存区分,39緩和措置対象区分,40非自発的失業者区分,41世帯異動情報,【被保険者証関係】42滞納状況,43被保険者証発行状況,44交付年月日,45発効期日,46有効期限,【限度額認定関係】47交付年度,48申請番号,49交付番号,50申請日,51認定証区分,52発効期日,53認定日,54回収日,55有効期限,56長期該当日,57却下日					
記録範囲		国民健康保険の資格を取得、喪失した者					
		0	本人	0	本人以外		
	記録情報の収集方法 (本人以外の場合は、収集先)			収集先	総合行政システム(住民記録) 総合行政システム(重心医療) 総合行政システム(乳幼児等医療)総合行政システム(ひとり 親家庭医療)総合行政システム (市県民税)総合行政システム (国民健康保険税)総合行政システム		
	要配慮個人情報が含まれる ときは、その旨		含む				
記録情報の	記録情報の経常的提供先		広島県国民健康保険団体連合会				
	開示請求等を受理する組織 の名称及び所在地		三原市総務課 也) 三原市港町3 - 5 - 1				
	川用停止に関する )規定による特別	_					
個人情報フ	ァイルの種別	0	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)		法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)		

	無	政令第21条第7項に 該当するファイル	
行政機関等匿名加工情報の 提案の募集をする個人情報 ファイルである旨	該当な	L	

番号	38					
個人情報フ	ァイルの名称	総合行政システム(高額介護合算)				
行政機関等	の名称	三原市	Ę			
	ファイルが利用に 事務をつかさどる :	保険医	療課			
個人情報フ	ァイルの利用目的	国民健	康保険事業(高額介護合	`算療養費	支給業務で使用するため	
記録項目		【申請情報管理】1氏名,2ふりがな,3生年月日,4性別,5住所,6宛名番号,7個人番号,8世帯番号,9旧自治体,10地区,11行政区,12班,13被保険者番号,14資格区分,15被保険者証区分,16滞納区分,17高額認定区分,18対象年度,19申請日,20申請区分,21整理番号,22証明書交付申請,23変更日,24申請者,25申請形態,26講座情報,【自己負担額証明書交付管理】27対象年度,28証明書整理番号,29保険者番号,30被保険者証記号,31自己負担額,32被保険者名,33保険者名,34被保険者番号,35前期高齢者負担額,【決定情報管理】36対象年度,37申請日,38決定日,39整理番号,40申請者,41計算期間,42課税区分,43支給額,44支給月,45支給方法,46決定区分,47口座情報				
記録範囲		高額介	護合算療養費の支給申請	をした者		
記録情報の (本人以外	収集方法 の場合は、収集先)	0	本人	O 収集先	本人以外 総合行政システム (国民健康保 険) 国保総合システム	
要配慮個人ときは、そ	し情報が含まれる ・の旨	含む				
記録情報の	経常的提供先	広島県	国民健康保険団体連合会	₹		
開示請求等 の名称及び	等を受理する組織 所在地		三原市総務課 也) 三原市港町3 - 5 - 1			
	川用停止に関する D規定による特別	_				
個人情報フ	ァイルの種別	O ##	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) 政令第21条第7項に		法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)	
	宇匿名加工情報の 集をする個人情報 :ある旨	無     政令第21条第7項に 該当するファイル       該当するファイル				

番号	39						
個人情報フ	ァイルの名称	総合行政システム(国保都道府県集約)					
行政機関等	の名称	三原市	Ę				
	ファイルが利用に 事務をつかさどる :	保険医	療課				
個人情報フ	ァイルの利用目的	国民健	康保険事業(情報連携)	で使用す	るため		
記録項目		【得喪情報関係】1氏名、2ふりがな、3生年月日、4性別、5住所、6宛名番号、7被保険者ID、8世帯番号、9旧自治体、10地区、11行政区、12班、13被保険者番号、14管理番号、15取込日、16取得日、17取得事由、18取得届出日、19喪失日、20喪失事由、21喪失年月日					
記録範囲		国民健康保険の資格を取得、喪失した者					
	記録情報の収集方法 (本人以外の場合は,収集先)		本人	収集先	本人以外 総合行政システム (国民健康保 険) 国保総合システム		
要配慮個人ときは、そ	、情報が含まれる の旨	含む					
記録情報の	経常的提供先	広島県国民健康保険団体連合会					
開示請求等 の名称及び	等を受理する組織 所在地		三原市総務課 也) 三原市港町3 - 5 - 1				
	川用停止に関する D規定による特別	_					
個人情報フ	ァイルの種別	0	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)		法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)		
		無	政令第21条第7項に 該当するファイル				
	等匿名加工情報の 長をする個人情報 ある旨	該当なし					

番号	40						
個人情報フ	<u></u> ァイルの名称	総合行	総合行政システム(国保療養費)				
行政機関等	の名称	三原市	長				
	ファイルが利用に 事務をつかさどる :	保険医	療課				
個人情報フ	ァイルの利用目的	国民健	康保険事業(療養費支給	3業務)で	使用するため		
記録項目		【受診者情報】1氏名,2ふりがな,3生年月日,4性別,5住所,6宛名番号,7個人番号,8世帯番号,9旧自治体,10地区,11行政区,12班,13被保険者番号,14支給月,15診療月,16登録月,17連番,18滞納状況,【支給情報】19資格区分,20世帯課税状況,21年齢区分,22負担割合,23決定区分,24診療区分,25高齢課税状況,26診療種別,27入外区分,28福祉区分,【医療機関情報】29機関コード,30機関名称,31所属協会,【支払先情報】32支払方法,33口座情報,【支給額明細】34件数,35日数,36費用額,37定率負担,38窓口負担額,39他法負担分,40食事療養費,41標準負担額,42食事回数,43支給額					
記録範囲		療養費	の支給申請をした者				
記録情報の	加生士法	0	本人	0	本人以外		
	の場合は、収集先)			収集先	総合行政システム (国民健康保) 険) 国保総合システム		
要配慮個人ときは、そ	し情報が含まれる ∙の旨	含む					
記録情報の	経常的提供先	広島県	国民健康保険団体連合会	•			
開示請求等 の名称及び	等を受理する組織 所在地	(名称)三原市総務課 (所在地)三原市港町3-5-1					
	刊用停止に関する D規定による特別	_					
個し桂起っ	マイルの話型	0	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)		法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)		
1四八1月和ノ	ァイルの種別	無	政令第21条第7項に 該当するファイル				
	等匿名加工情報の 集をする個人情報 ある旨	該当するファイル					

番号	41						
個人情報フ	ァイルの名称	国保総合システム					
行政機関等	の名称	三原市長					
	<sup>7</sup> ァイルが利用に ፮務をつかさどる	保険医療課					
個人情報フ	ァイルの利用目的	国民健康保険事業(全般)で使	用するた	හ			
記録項目		分,5氏名(漢字),6氏名(カラ号,11国保育、12国保育、14国保育、15国保证的,	上取国2一,顛医3所分費区作己チ6処理明態該成,得保事タ0末療41得,支分成負ェ合理区区区当事7年喪業区過番機被区49給,区担ッ算区分分分,由生月失区分誤号関保分資実55分額ク用分,,,88,	世帯区分、42 10年			
記録範囲		国民健康保険の資格を取得、喪	失した者				
記録情報の	収集方法 の場合は,収集先)	本人	O 収集先	本人以外 総合行政システム (国民健康保 険) 医療機関			
要配慮個人ときは、そ	、情報が含まれる の旨	含む					
記録情報の	経常的提供先	広島県国民健康保険団体連合会	<b>:</b>				

開示請求等を受理する組織 の名称及び所在地	(名称)三原市総務課 (所在地)三原市港町3-5-1				
訂正及び利用停止に関する 他の法令の規定による特別 の手続等	_				
	0	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)		法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)	
個人情報ファイルの種別	無	政令第21条第7項に 該当するファイル			
行政機関等匿名加工情報の 提案の募集をする個人情報 ファイルである旨	該当な	L			

番号	42						
個人情報フ	ァイルの名称	広島県国保情報集約システム					
行政機関等	の名称	三原市長					
	7ァイルが利用に §務をつかさどる	保険医療課					
個人情報フ	ァイルの利用目的	国民健康保険事業	(市町間の情	報連携)	で使用するため		
記録項目		国民健康保険事業(市町間の情報連携)で使用するため 【加入者情報ステータス】1中間サーバー登録情報,2登録依頼日付,3受付番号,4個人番号,5被保険者枝番,6処理年月日,【加入者基本情報】7氏名(カナ),8氏名,9生年月日,10性別,11郵便番号,12住所,13市町村コード,14アクセスグループコード,15加入者区分コード,16世帯識別番号,【情報提供に関する制御情報】17自己情報提供不可フラグ,18不開示該当フラグ,19特定健診情報提供に係る本人同意フラグ,20特定健診情報提供に係る本人(不)同意取得日,24資格喪失年月日,25資格喪失事由,26本人・家族の別,【被保険者証情報】27被保険者証区分,28被保険者正記号番号,29保険者番号(証),30被保険者証交付年月日,31被保険者証司効開始年月日,32被保険者証有効終了年月日,33被保険者証一部負担割合,34被保険者証自切年月日,【高齡受給者証情報】35保険者番号(高齡受給者証),36被保険者番号(高齡受給者証),36被保険者番号(高齡受給者証),36被保険者番号(高齡受給者証),42被保険者番号(限度額適用認定証有効解分年月日,40高齡受給者証回収年月日,【限度額適用認定証前期と証面明区分,44限度額適用認定証方効終了年月日,45限度額適用認定証適用区分,48限度額適用認定証長期入院該当年月日,47限度額適用認定証適用区分,48限度額適用認定証長期入院該当年月日,47限度額適用認定証面則年月日,【特定疾病療養受療証情報】50保険者番号(特定疾病療養受療証),51被保険者番号(特定疾病療養受療証自力,55特定疾病療養受療証有効終了年月日,55特定疾病療養受療証有効終了年月日,55特定疾病療養受療証有効終了年月日,55特定疾病療養受療証自己負担限					
記録範囲		国民健康保険の資格	を取得、喪	失した者			
記録情報の	収集方法	本人		0	本人以外		
(本人以外の場合は、収集先)				収集先	総合行政システム (国民健康保 険) 国保総合システム		
要配慮個人ときは、そ	、情報が含まれる の旨	含む					
記録情報の	経常的提供先	広島県国民健康保険	団体連合会	:			
開示請求等 の名称及び	Fを受理する組織 所在地	(名称)三原市総務 (所在地)三原市港					

訂正及び利用停止に関する 他の法令の規定による特別 の手続等	_		
個人情報ファイルの種別	0	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) 政令第21条第7項に	法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	無	該当するファイル	
行政機関等匿名加工情報の 提案の募集をする個人情報 ファイルである旨	該当な	L	

番号	43					
個人情報フ	ァイルの名称	特定健	診等データ管理システム	•		
行政機関等	の名称	三原市	Ę			
	ファイルが利用に 事務をつかさどる	保険医	療課			
個人情報フ	ァイルの利用目的	国民健	康保険事業(保健事業)	で使用す	るため	
記録項目		【個人データ】1被保険者番号,2被保険者氏名(漢字),3被保険者氏名(カナ),4性別,5生年月日,6郵便番号,7住所,8電話番号,【資格・除外情報】9資格取得年月日,10資格喪失年月日,11除外,12解除,【受診券情報】13発行区分,14受診券整理番号,15発行年月日,16有効期限,17再発行事由,【利用券情報】18発行区分,19利用券整理番号,20発行年月日,21有効期限,22再発行事由,23特定保健指導区分,24保健指導中断事由,25保健指導中断年月日,【特定健診情報】26健診受診機関,27基本健診,28詳細健診,29メタボリックシンドローム判定,30保健指導レベル,31医師の診断(判定),32医師名,33受診勧奨,34情報提供の方法,35初回面接実施,【質問情報】36質問項目,37服薬再確認,【特定保健指導情報】38保健指導機関,39脱落年月日,40保健指導区分,41指導実施状況,42行動変容ステージ,43保健指導コース名,44指導内容,【任意追加健診情報】45健診受診機関,46任意追加健診				
記録範囲		特定健康診査受診対象者				
記録情報の (本人以外	収集方法 の場合は, 収集先)	0	本人	収集先	本人以外 総合行政システム (国民健康保 険) 健診事業受託医療機関等	
要配慮個人ときは、そ	、情報が含まれる の旨	含む				
記録情報の	経常的提供先	広島県	国民健康保険団体連合会	ŧ		
開示請求等 の名称及び	等を受理する組織 所在地		三原市総務課 也) 三原市港町3 - 5 - 1			
	川用停止に関する )規定による特別	_				
個人情報フ	ァイルの種別	O 無	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) 政令第21条第7項に 該当するファイル		法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)	
	等匿名加工情報の 美をする個人情報 ある旨	該当な				

	T	]					
番号	44						
個人情報フ	ァイルの名称	国保デ	国保データベースシステム				
行政機関等	の名称	三原市	Ę				
	ファイルが利用に 事務をつかさどる	保険医療課					
個人情報フ	ァイルの利用目的	国民健	康保険事業(保健事業)	で使用す	るため		
記録項目		【被保険者管理台帳】1被保険者番号,2介護保険被保険者番号,3氏名性別,5年齡,6住所,7国保喪失年月日,8後期喪失年月日,9介護喪失日,10異動年月,11転居年月,12健診の有無,13医療受診の有無,14認定の有無,【疾病管理一覧】15被保険者番号,16介護保険被保険者番17氏名,18国保喪失年月日,19後期喪失年月日,20介護喪失年月日,2別,22年齡,23年度,24健診情報,25糖尿病治療薬,26検査等,27薬28併発症(生活習慣病),29歯肉炎・歯周病,30合併症,31地域包括科等,32要介護状態区分,【保健指導対象者一覧】33被保険者番号,3護保険被保険者番号,35氏名,36性別,37年齡,38国保喪失年月日,3期喪失年月日,40健診情報,41保健指導情報,42医療機関受診,43介護					
記録範囲		国民健康保険の資格を取得、喪失した者					
記録情報の (本人以外	収集方法 の場合は, 収集先)	0	本人	収集先	本人以外 国保総合システム 特定健診等データ管理システム 介護保険審査支払等システム		
要配慮個人ときは、そ	、情報が含まれる の旨	含む					
記録情報の	経常的提供先	なし					
開示請求等 の名称及び	等を受理する組織 所在地		三原市総務課 也) 三原市港町3 - 5 - 1				
	川用停止に関する )規定による特別	_					
個人情報フ	ァイルの種別	O 無	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) 政令第21条第7項に 該当するファイル		法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)		
	等匿名加工情報の 集をする個人情報 ある旨	該当な					

番号	45					
個人情報フ	ァイルの名称	告示対象者リスト				
行政機関等	の名称	三原市	Ę			
	ファイルが利用に 事務をつかさどる :	保険医	療課			
個人情報フ	ァイルの利用目的	保険証	等の再交付・返還不能届	を整理す	るため	
記録項目			F月日,2届出内容,3被f の生年月日,7交付年月		号,4世帯主名,5被保険者名,6被 開始年月日	
記録範囲		国民健康保険被保険者証等再交付申請書・国民健康保険被保険者証述 能届を提出した者			· 国民健康保険被保険者証返還不	
記録情報の	収集方法	0	本人		本人以外	
(本人以外	の場合は、収集先)	収集先				
要配慮個人ときは、そ	情報が含まれる の旨	含まな	l,			
記録情報の	経常的提供先	広島県 広島県	歯科医師会 医師会 薬剤師会 柔道整復師会			
開示請求等 の名称及び	等を受理する組織 所在地		三原市総務課 b) 三原市港町3 - 5 - 1			
	川用停止に関する D規定による特別					
	/ II O II DII	0	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)		法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)	
個人情報フ	ァイルの種別	無	政令第21条第7項に 該当するファイル			
	等匿名加工情報の 集をする個人情報 ある旨	該当なし				

番号	46					
個人情報フ	ァイルの名称	国民健康保険送付先変更台帳				
行政機関等	の名称	三原市	Ę			
	ファイルが利用に 事務をつかさどる :	保険医	療課			
個人情報フ	ァイルの利用目的	国民健康保険・介護保険・後期高齢者医療, 別途送付先住所(登録・何 削除)申出書を整理するため				
記録項目		1被保険者番号,2宛名番号,3住登外番号,4住所,5氏名,6送付先の続柄・電話番号,7届出日,8送付先設定の理由,9資格喪失日,10資理由				
記録範囲		国民健康保険・介護保険・後期高齢者医療, 別途送付先住所(登録・修 削除)申出書を提出した世帯主			療,別途送付先住所(登録・修正・	
記録情報の	収集方法	0	本人		本人以外	
(本人以外	の場合は、収集先)			収集先		
要配慮個人ときは、そ	、情報が含まれる の旨	含まな	l,			
記録情報の	経常的提供先	なし				
開示請求等 の名称及び	等を受理する組織 所在地		三原市総務課 也) 三原市港町3 - 5 - 1			
	刊用停止に関する D規定による特別	_				
/m   !====	/ II O II DII	0	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)		法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)	
1回人情報ノ	人情報ファイルの種別 無 政令第21条第7項に 該当するファイル					
	等匿名加工情報の 集をする個人情報 ある旨	該当な	該当なし			

番号	47					
個人情報フ	ァイルの名称	疑義世帯調査簿				
行政機関等	の名称	三原市	툱			
	ファイルが利用に 事務をつかさどる :	保険医	療課			
個人情報フ	ァイルの利用目的	疑義世帯の調査のため				
記録項目		業又は	勤務先,8適用中保険,9	国保資格	生別,5住基続柄,6生年月日,7職 ·(開始年月日・終了年月日),10所 務者の現住所・勤務先・電話番号	
記録範囲		疑義世帯調査簿に出力された者				
	-1-46-1-41		本人	0	本人以外	
記録情報の   (本人以外	収集方法の場合は、収集先)			収集先	総合行政システム(国民健康保 険) 総合行政システム(市県民税)	
要配慮個人ときは、そ	、情報が含まれる の旨	含まな	()			
記録情報の	経常的提供先	なし				
開示請求等 の名称及び	等を受理する組織 所在地		三原市総務課 也) 三原市港町3 - 5 - 1			
	川用停止に関する D規定による特別	_				
個人情報フ	個人情報ファイルの種別		法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)		法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)	
IM / NIG TA /	, 170 et 1 <u>x</u> 773	無	政令第21条第7項に 該当するファイル			
	等匿名加工情報の 集をする個人情報 ある旨	該当なし				

番号	48						
個人情報フ	ァイルの名称	資格重複状況結果一覧					
行政機関等	の名称	三原市	Ę				
	ファイルが利用に 事務をつかさどる	保険医	療課				
個人情報フ	ァイルの利用目的	資格重	複状況について確認する	ため			
記録項目		日,5本 険者番	人・家族の別、6氏名、	7生年月日   月日(重神	3資格取得年月日,4資格喪失年月 1,8保険者コード(重複先),9被保 复先), 11資格喪失年月日(重複先), フラグ,14資格取得新旧		
記録範囲		資格重複状況結果一覧ファイルに出力された者					
記録情報の	収集方法		本人	0	本人以外		
(本人以外	の場合は、収集先)			収集先	広島県国保情報集約システム		
要配慮個人ときは、そ	、情報が含まれる の旨	含まな	l,				
記録情報の	経常的提供先	対象者					
開示請求等 の名称及び	学を受理する組織 所在地		三原市総務課 也) 三原市港町3 - 5 - 1				
	川用停止に関する )規定による特別	_					
個人情報ファイルの種別		0	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)		法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)		
無   政令第27条第7項に   該当するファイル							
	穿匿名加工情報の €をする個人情報 ある旨	該当なし					

番号	49						
個人情報フ	ァイルの名称	マイナンバーカード保険証利用登録(初回紐付)状況ファイル					
行政機関等	の名称	三原市	Ę				
	ファイルが利用に 事務をつかさどる i	保険医療課					
個人情報フ	ァイルの利用目的	マイナ	ンバーカード保険証利用	登録(初	回紐付)状況の整理のため		
記録項目		1被保险	食者番号,2氏名,3初回網	扭付実施 E	日,4初回紐付解除日		
記録範囲		マイナンバーカード保険証利用登録(初回紐付)状況ファイルに出てき 者					
記録情報の	収集方法		本人	0	本人以外		
(本人以外	の場合は、収集先)			収集先	広島県国保情報集約システム		
要配慮個人ときは、そ	し情報が含まれる ∙の旨	含まな	()				
記録情報の	経常的提供先	なし					
開示請求等 の名称及び	等を受理する組織 所在地		三原市総務課 b) 三原市港町3 - 5 - 1				
	川用停止に関する D規定による特別	_					
個人桂起っ	ァイルの種別	0	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)		法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)		
	デ゙「  アレ♥ンイヤ生が	無	政令第21条第7項に 該当するファイル				
	等匿名加工情報の 集をする個人情報 ある旨	該当なし					

番号	50					
個人情報フ	ァイルの名称	人間ドック名簿				
行政機関等	の名称	三原市	Ę			
	ファイルが利用に 事務をつかさどる	保険医療課				
個人情報フ	ァイルの利用目的	受け付	けた人間ドックの受診者	f,受診日	等を整理するため	
記録項目			2受付日,3住所,4氏名 影診医療機関,10受診日,		月日,6年齢,7電話番号,8受診項 食者番号	
記録範囲		人間ドック申込者				
記録情報の	収集方法		本人	0	本人以外	
(本人以外	の場合は、収集先)			収集先	人間ドック実施医療機関	
要配慮個人ときは、そ	、情報が含まれる の旨	含まな	()			
記録情報の	経常的提供先	なし				
開示請求等 の名称及び	等を受理する組織 所在地		三原市総務課 也) 三原市港町3 - 5 - 1			
	川用停止に関する D規定による特別	_				
(四) (桂和一			法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)		法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)	
1回人1再報ノ	ァイルの種別	無 政令第21条第7項に 該当するファイル				
	等匿名加工情報の 集をする個人情報 ある旨	該当するファイル     該当なし				

番号	51						
個人情報フ	ァイルの名称	特定健診受診券交付・再交付台帳					
行政機関等	の名称	三原市	Ę				
個人情報ファイルが利用に 供される事務をつかさどる 組織の名称		保険医療課					
個人情報フ	ァイルの利用目的	受け付	けた受診券を交付・再交	付した者	の交付状況等を整理するため		
記録項目		1受付日	3, 2被保険者番号,3宛	名番号, 4	住所,5氏名,6受診券番号		
記録範囲		受診券	受診券交付・再交付者				
記録情報の	収集方法	0	本人	0	本人以外		
(本人以外	の場合は、収集先)			収集先	特定健診実施医療機関		
要配慮個人ときは、そ	∖情報が含まれる ∙の旨	含まな	()				
記録情報の	経常的提供先	なし					
開示請求等 の名称及び	等を受理する組織 所在地	(名称)三原市総務課 (所在地)三原市港町3-5-1					
	刊用停止に関する D規定による特別	——————————————————————————————————————					
個人情報つ	個人情報ファイルの種別		法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)		法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)		
		無	政令第21条第7項に 該当するファイル				
	等匿名加工情報の 長をする個人情報 ある旨	該当なし					

番号	52						
個人情報フ	ァイルの名称	途中加入者受診勧奨名簿					
行政機関等	の名称	三原市	Ę				
	ファイルが利用に 事務をつかさどる	保険医	療課				
個人情報フ	ァイルの利用目的	途中加	入者受診勧奨の発送状況	党等を整理	するため		
記録項目			後者番号,2宛名番号,3位 双得事由	主所,4氏名	名,5生年月日,6資格取得年月日,		
記録範囲		途中加	途中加入者				
記録情報の	収集方法		本人	0	本人以外		
(本人以外	の場合は、収集先)			収集先	総合行政システム (国民健康保 ) 険)		
要配慮個人ときは、そ	、情報が含まれる の旨	含まない					
記録情報の	経常的提供先	なし					
開示請求等 の名称及び	等を受理する組織 所在地	(名称) 三原市総務課 (所在地) 三原市港町3-5-1					
	川用停止に関する )規定による特別	_					
個人情報ファイルの種別		0	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)		法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)		
		無	政令第21条第7項に 該当するファイル				
	等匿名加工情報の 員をする個人情報 ある旨	加工情報の る個人情報 該当なし					

番号	53						
個人情報フ	ァイルの名称	特定保健指導リスト					
行政機関等	の名称	三原市	Ę				
	ファイルが利用に 事務をつかさどる i	保険医療課					
個人情報フ	ァイルの利用目的	特定保	健指導利用勧奨者の発送	送状況等を	整理するため		
記録項目		1被保险	食者番号,2氏名,3住所,	4生年月	日,5年齡,6性別,7電話番号		
記録範囲		特定保	特定保健指導利用券発券者				
記録情報の	収集方法		本人	0	本人以外		
(本人以外	の場合は、収集先)	収集先 広島県国民健康保険団体連 会					
要配慮個人ときは、そ	し情報が含まれる ∙の旨	含まな	()				
記録情報の	経常的提供先	なし					
開示請求等 の名称及び	等を受理する組織 所在地		三原市総務課 也)三原市港町3 - 5 - 1				
	刊用停止に関する D規定による特別	-					
個人情報つ	個人情報ファイルの種別		法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)		法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)		
		無	政令第21条第7項に 該当するファイル				
	等匿名加工情報の 長をする個人情報 ある旨	該当なし					

番号	54						
個人情報フ	ァイルの名称	特定健診受診券発券名簿					
行政機関等	の名称	三原市長					
	ファイルが利用に 事務をつかさどる i	保険医療課					
個人情報フ	ァイルの利用目的	特定健	診受診券の発送状況等を	ため			
記録項目		1住所,	2氏名,3被保険者号,4	受診券整	理番号,5性別,6生年月日		
記録範囲		特定健診受診券発券者					
記録情報の	収集方法		本人	0	本人以外		
(本人以外	の場合は、収集先)			収集先	広島県国民健康保険団体連合 会		
要配慮個人ときは、そ	、情報が含まれる の旨	含まな	()				
記録情報の	経常的提供先	広島県	地域保険医療推進機構				
開示請求等 の名称及び	等を受理する組織 所在地		三原市総務課 也) 三原市港町3 - 5 - 1				
	刊用停止に関する D規定による特別	ı					
個人情報つ	ァイルの種別	0	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)		法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)		
		無 政令第21条第7項に 該当するファイル					
	等匿名加工情報の 長をする個人情報 ある旨	該当なし					

番号	55					
個人情報フ	ァイルの名称	健診等機関別請求内訳書				
行政機関等	の名称	三原市	Ę			
	ファイルが利用に 事務をつかさどる i	保険医療課				
個人情報フ	ァイルの利用目的	特定健	診・特定保健指導の委託	:料の支払	処理のため	
記録項目		1受診券 目	\$整理番号,2健診受診機	関, 3健診	寒施日,4保険者負担額,5健診項	
記録範囲		特定健診・特定保健指導受診者				
記録情報の	収集方法		本人	0	本人以外	
(本人以外	の場合は、収集先)			収集先	広島県国民健康保険団体連合 会	
要配慮個人ときは、そ	、情報が含まれる の旨	含まな	l,			
記録情報の	経常的提供先	なし				
開示請求等 の名称及び	等を受理する組織 所在地		三原市総務課 也) 三原市港町3 - 5 - 1			
	刊用停止に関する D規定による特別	-				
個人情報つ	個人情報ファイルの種別		法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)		法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)	
過入  再収 ノ	<b>ノ   /レマノ</b> 1主刀リ	無 政令第21条第7項に 該当するファイル				
	等匿名加工情報の 長をする個人情報 ある旨	該当な	L			

番号	56					
個人情報フ	ァイルの名称	健診結果一覧				
行政機関等	の名称	三原市	튽			
	ファイルが利用に 事務をつかさどる i	保険医療課				
個人情報フ	ァイルの利用目的	特定健	診・特定保健指導に関す	<sup>-</sup> る事務を	行うため	
記録項目		1被保险	食者番号,2氏名,3生年,	月日, 4住	所. 5健診結果	
記録範囲		特定健診受診者				
記録情報の	収集方法		本人	0	本人以外	
(本人以外	の場合は、収集先)			収集先	広島県国民健康保険団体連合 会	
要配慮個人ときは、そ	、情報が含まれる の旨	含まな	()			
記録情報の	経常的提供先	なし				
開示請求等 の名称及び	等を受理する組織 所在地		三原市総務課 也) 三原市港町3 - 5 - 1			
	刊用停止に関する D規定による特別	-				
個人情報つ	ァイルの種別	0	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)		法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)	
		無	政令第21条第7項に 該当するファイル			
	等匿名加工情報の 長をする個人情報 ある旨	該当な	L			

番号	57						
個人情報フ	ァイルの名称	特定健診未受診者リスト					
行政機関等	の名称	三原市	Ę				
	ファイルが利用に 事務をつかさどる	保険医療課					
個人情報フ	ァイルの利用目的	特定健	診受診率向上対策事業に	関す事務	を行うため		
記録項目			者番号,2氏名,3性別, 建診実施機関,9過去3年(		日,5年齢,6住所,7受診券整理番 日		
記録範囲		特定健診受診対象者					
記録情報の	収集方法		本人	0	本人以外		
(本人以外	の場合は、収集先)			収集先	広島県国民健康保険団体連合 会		
要配慮個人ときは、そ	、情報が含まれる の旨	含まな	l,				
記録情報の	経常的提供先	(株)キャンサースキャン					
開示請求等 の名称及び	等を受理する組織 所在地	(名称) 三原市総務課 (所在地) 三原市港町3-5-1					
	川用停止に関する )規定による特別	_					
伊山桂起っ			法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)		法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)		
川山八月報ノ	ァイルの種別	無 政令第21条第7項に 該当するファイル					
	等匿名加工情報の 美をする個人情報 ある旨	該当なし					

番号	58						
個人情報フ	ァイルの名称	糖尿病性腎症重症化予防候補者リスト					
行政機関等	の名称	三原市	튽				
	ファイルが利用に 事務をつかさどる i	保険医療課					
個人情報フ	ァイルの利用目的	糖尿病	性腎症重症化予防事業に	:関する事	務を行うため		
記録項目			食者番号,2氏名,3性別, 療日,9受診医療機関	4生年月	日,5年齢,6住所,7検査結果,8		
記録範囲		糖尿病	糖尿病腎症重症化予防候補者				
記録情報の	収集方法		本人	0	本人以外		
(本人以外	の場合は、収集先)			収集先	広島県国民健康保険団体連合 会		
要配慮個人ときは、そ	、情報が含まれる の旨	含まな	l,				
記録情報の	経常的提供先	㈱デー	タホライゾン				
開示請求等 の名称及び	等を受理する組織 所在地		三原市総務課 也) 三原市港町3 - 5 - 1				
	川用停止に関する D規定による特別	-					
個人情報ファイルの種別		0	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)		法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)		
過入  再収 ノ	<b>ノ   /レマノ</b> 1主刀リ	無	政令第21条第7項に 該当するファイル				
	等匿名加工情報の 長をする個人情報 ある旨	該当な	L				

番号	59						
個人情報フ	ァイルの名称	健診異常値放置受診勧奨候補者リスト					
行政機関等	の名称	三原市	Ę				
	ファイルが利用に 事務をつかさどる i	保険医療課					
個人情報フ	ァイルの利用目的	ハイリ	スク者アプローチに関す	<sup>-</sup> る事務を	行うため		
記録項目			食者番号,2氏名,3性別, 憂診券整理番号,9患者□		日,5年齢,6住所,7データ管理番 健診結果		
記録範囲		ハイリスクアプローチ候補者					
記録情報の	収集方法		本人	0	本人以外		
(本人以外	の場合は、収集先)			収集先	広島県国民健康保険団体連合 会		
要配慮個人ときは、そ	、情報が含まれる の旨	含まな	()				
記録情報の	経常的提供先	(株)デー	タホライゾン				
開示請求等 の名称及び	等を受理する組織 所在地		三原市総務課 也)三原市港町3 - 5 - 1				
	刊用停止に関する D規定による特別	-					
個人情報つ	個人情報ファイルの種別		法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)		法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)		
		無	政令第21条第7項に 該当するファイル				
	等匿名加工情報の 長をする個人情報 ある旨	該当なし					

番号	60							
個人情報フ	個人情報ファイルの名称		国民健康保険短期・資格対象世帯リスト					
行政機関等	の名称	三原市	Ę					
	ファイルが利用に 事務をつかさどる :	保険医	療課					
個人情報フ	ァイルの利用目的	国民健	康保険法に基づく保険税	党滞納世帯	を把握するため			
記録項目		1行政区コード,2行政名,3班コード,4班名,5世帯番号,6国保世帯番号,7証番号,8宛名番号,9主氏名,10町名,11番地,12方書,13未納分調定額,14一部収納額,15未納額,16最終収納日,17発行区分,18発行種別,19資格区分名,20現在証有効期限,21取得日,22喪失日,23調定年度,24年度分,25通知書番号,26特徵状態区分,27特徵状態区分名称						
記録範囲		国民健	康保険税の滞納者					
記録情報の	<b>加集</b> 士注		本人	0	本人以外			
	の場合は、収集先)			収集先	総合行政システム(国民健康保 険) 総合行政システム(市県民税)			
要配慮個人ときは、そ	、情報が含まれる の旨	含まな	()					
記録情報の	経常的提供先	なし						
開示請求等 の名称及び	等を受理する組織 所在地		三原市総務課 也) 三原市港町3 - 5 - 1					
	川用停止に関する D規定による特別	_						
個人情報フ	ァイルの種別	大第60条第2項第1号   法第60条第2項第2号   (電算処理ファイル)   (マニュアル処理ファイル)   無 政令第21条第7項に						
	等匿名加工情報の 集をする個人情報 ある旨	該当な	該当するファイル  該当なし					

番号	61							
ш.,	01							
個人情報フ	ァイルの名称	短期台	帳					
行政機関等	の名称	三原市	툱					
	ファイルが利用に 事務をつかさどる :	保険医	保険医療課					
個人情報フ	ァイルの利用目的	国民健康保険法に基づく保険税滞納世帯に交付する短期証及び資 種別を把握するため						
記録項目		7若年人	1保険証発行区分,2世帯主氏名,3資格区分,4保険証枚数,5〇学,6若年, 7若年人数,8若年(住所地特例),9年金特徵,10特別事情,11証番号,12 宛名番号					
記録範囲		国民健康保険税の滞納者						
-7 ^2  ++0 0	11 <del>11 11</del> 3-1		本人	0	本人以外			
記録情報の   (本人以外	収集方法 の場合は、収集先)			収集先	総合行政システム(国民健康保 険) 総合行政システム(市県民税)			
要配慮個人ときは、そ	し情報が含まれる ・の旨	含む						
記録情報の	経常的提供先	なし						
開示請求等 の名称及び	等を受理する組織 所在地		三原市総務課 也) 三原市港町3 - 5 - 1					
	利用停止に関する D規定による特別	_						
個人情報つ	ァイルの種別	0	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)		法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)			
凹八旧形ノ	ノ・  /レ♥ノ☆≛ガリ	無	政令第21条第7項に 該当するファイル					
	等匿名加工情報の 集をする個人情報 ある旨	該当なし						

番号	62					
個人情報フ	ァイルの名称	高額療養費勧奨台帳				
行政機関等	の名称	三原市	튽			
	ファイルが利用に 事務をつかさどる :	保険医療課				
個人情報フ	ァイルの利用目的	国民健	康保険法に基づく高額療	養費の支	給を行うため	
記録項目			後者番号,2世帯主名,3 養費支給額	申請書整理	里番号,4診療月,5受診者氏名,6	
記録範囲		高額療	養費支給被保険者			
記録情報の	収集方法		本人	0	本人以外	
(本人以外	の場合は、収集先)			収集先	国保総合システム	
要配慮個人ときは、そ	し情報が含まれる ∙の旨	含む				
記録情報の	経常的提供先	なし				
開示請求等 の名称及び	等を受理する組織 所在地	(名称)三原市総務課 (所在地)三原市港町3-5-1				
	刊用停止に関する D規定による特別	_				
/B   let 10 -	A LOSE DI	0	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)		法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)	
1個人情報ノ	ァイルの種別	無 政令第21条第7項に 該当するファイル				
	等匿名加工情報の 集をする個人情報 ある旨					

番号	63					
個人情報フ	ァイルの名称	高額療	養費支給台帳			
行政機関等	の名称	三原市	長			
	ファイルが利用に 事務をつかさどる :	保険医	療課			
個人情報フ	ァイルの利用目的	国民健	康保険法に基づく高額療	養費の支	給を行うため	
記録項目		【支給決定】1郵便番号,2住所,3世帯主氏名,4被保険者番号,5566世帯主氏名,7申請年月日,8支給決定額,9支給決定額合計,10金額11口座名義人,12振込予定日,【チェック表】13証番号,14人数通通知書通番,16世帯主氏名,17住所,18高額療養費支給額,【支給理簿】19証番号,20人数通番,21世帯主氏名,22診療年月,23高額用額,24一般(差引)支給額,25退職(差引)支給額,26合計(差給額,【口振依頼書兼明細書】27金融機関名,28支店名,29預金種口座番号,31口座名義人,32証番号,33世帯主氏名,34支給予定年35支給額(一般),36支給額(退職),37合計支給金額			原,9支給決定額合計,10金融機関, ク表】13証番号,14人数通番,15 高額療養費支給額,【支給決定整 氏名,22診療年月,23高額対象費 差引)支給額,26合計(差引)支 関名,28支店名,29預金種目,30 世帯主氏名,34支給予定年月日,	
記録範囲		高額療	養費支給被保険者			
記録情報の (本人以外	収集方法 の場合は、収集先)		本人	O 収集先	本人以外 国保総合システム	
要配慮個人ときは、そ	∖情報が含まれる ∙の旨	<b>含む</b>				
記録情報の	経常的提供先	なし				
開示請求等 の名称及び	等を受理する組織 所在地		三原市総務課 也)三原市港町3 - 5 - 1			
	刊用停止に関する D規定による特別	_				
個人情報フ	個人情報ファイルの種別		法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)		法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)	
	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	無	政令第21条第7項に 該当するファイル			
	等匿名加工情報の 集をする個人情報 ある旨	該当な	L			

番号	64					
個人情報ファイルの名称		医療費通知一覧表				
行政機関等	の名称	三原市	Ę			
	7ァイルが利用に §務をつかさどる	保険医	療課			
個人情報フ	ァイルの利用目的	国民健	康保険法に基づく保健事	業を行う	<i>t=</i> &	
記録項目		1保険者番号, 2保険者名, 3被保険者番号(世帯主), 4発行番号, 5氏名(世帯主), 6郵便番号, 7医療費通知出力区分, 8種別名, 9製品形態, 10枚数, 11重量帯, 12カスタマバーコード有無, 13箱番号, 14生産管理番号, 15保険者毎通し連番, 16受領ファイル名, 17エラー対象IN項番_項目名, 18エラー事象内容, 19医療費の額合計, 20患者負担額合計				
記録範囲		国民健康保険被保険者				
記録情報の	収集方法		本人	0	本人以外	
(本人以外	の場合は、収集先)			収集先	国保総合システム	
要配慮個人ときは、そ	、情報が含まれる の旨	含む				
記録情報の	経常的提供先	なし				
開示請求等 の名称及び	穿を受理する組織 所在地		三原市総務課 也) 三原市港町3 - 5 - 1			
	川用停止に関する )規定による特別	_				
個人情報つ	ァイルの種別	0	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)		法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)	
四八旧刊 ノ	ノー ( /レマノガギガリ	無	政令第21条第7項に 該当するファイル			
	等匿名加工情報の 員をする個人情報 ある旨	該当なし				

番号	65						
個人情報フ	ァイルの名称	後発医薬品差額通知書発送リスト					
行政機関等	の名称	三原市	Ę				
	ファイルが利用に	保険医	療課				
個人情報フ	ァイルの利用目的	後発医	薬品への切替が可能な被	7保険者			
記録項目			2患者名,3性別,4生年) 5号,9住所	月日,5削	減可能額,6発行通番,7通知回数,		
記録範囲		後発医	後発医薬品への切替が可能な被保険者				
記録情報の	<b>加集</b> 七注		本人	0	本人以外		
	の場合は、収集先)			収集先	総合行政システム(国民健康保 険) 国保総合システム		
要配慮個人ときは、そ	情報が含まれる の旨	含む					
記録情報の	経常的提供先	なし					
開示請求等 の名称及び	等を受理する組織 所在地	(名称)三原市総務課 (所在地)三原市港町3-5-1					
	川用停止に関する D規定による特別	-					
個人棒把一			法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)		法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)		
個人情報ファイルの種別 		無	政令第21条第7項に 該当するファイル				
	等匿名加工情報の 集をする個人情報 ある旨	情報の <u></u>					

		1				
番号	66					
個人情報フ	ァイルの名称	(後発医薬品関係) 個人別削減効果額算出表				
行政機関等	の名称	三原市	長			
	ファイルが利用に 事務をつかさどる :	保険医	療課			
個人情報フ	ァイルの利用目的	後発医	薬品への切り替えるこの	とによる日	医療費の削減効果額を算出するた	
記録項目		1No., 2氏名, 3記号, 4番号, 5区分, 6性別, 7年齢, 8診療月(基準月績), 9薬剤費(基準月の実績), 10先発金額(基準月の実績), 11役額(基準月の実績), 12後発率(基準月の実績), 13診療月(比較対の実績), 14薬剤費(比較対象月の実績), 15先発金額(比較対象月の実績), 16後発金額(比較対象月の実績), 17後発率(比較対象月の実18薬剤費増加率, 19薬剤費(比較対象月の実績を基準月の後発率で換20先発金額(比較対象月の実績を基準月の後発率で換算), 21後発金額(対象月の実績を基準月の後発率で換算), 22削減効果額				
記録範囲		後発医	薬品への切替が可能な被	<b>と保険者</b>		
司紀桂却の	加生士士		本人	0	本人以外	
記録情報の   (本人以外	収集力法 の場合は、収集先)			収集先	総合行政システム(国民健康保 険) 国保総合システム	
要配慮個人ときは、そ	人情報が含まれる ·の旨	含む				
記録情報の	経常的提供先	なし				
開示請求等 の名称及び	等を受理する組織 所在地		三原市総務課 也)三原市港町3 - 5 - 1			
	刊用停止に関する D規定による特別					
個人棒起力	ァイルの種別	0	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)		法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)	
四八   軒以ノ	テコノレリが生かり	無	政令第21条第7項に 該当するファイル			
	等匿名加工情報の 集をする個人情報 ある旨	該当な	L			

番号	67							
個人情報フ	ァイルの名称	本人請求台帳						
行政機関等	の名称	三原市	長					
	ファイルが利用に 事務をつかさどる :	保険医	保険医療課					
個人情報フ	ァイルの利用目的	り差額	が発生している被保険者	診した被保険者,所得更生等によ 市が負担している医療費を請求す った医療費の整理記録のため				
記録項目		1被保険者番号,2年齢区分,3郵便番号,4住所,5送付先宛名氏名,6貨喪失年月日,7受診者氏名,8保険種類・記号番号・被保険者氏名,9診療10受診医療機関,11受診日,12診療点数,13給付割合,14返納金額,1考,16返納日,17受領額,18受診者ふりがな,19受診者生年月日,20份者番号						
記録範囲		無資格 被保険		三原市負	担分の返還を受けた医療費がある			
=7.42.1=+0.0	11-0 <del>//</del> \		本人	0	本人以外			
記録情報の   (本人以外	収集万法 の場合は、収集先)			収集先	総合行政システム(国民健康保 険) 国保総合システム			
要配慮個人ときは、そ	人情報が含まれる ·の旨	含む						
記録情報の	経常的提供先	請求す	る医療費の債務者					
開示請求等 の名称及び	等を受理する組織 所在地		三原市総務課 也)三原市港町3 - 5 - 1					
	利用停止に関する D規定による特別	_						
個人情報フ	ァイルの種別	○     法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)     法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)       無     政令第21条第7項に 該当するファイル						
	等匿名加工情報の 集をする個人情報 ある旨	該当な						

番号	68								
個人情報フ	ァイルの名称	資格確認	認結果表						
行政機関等	の名称	三原市:	長						
	ァイルが利用に §務をつかさどる	保険医療	療課						
個人情報フ	ァイルの利用目的		失後に国民健康保険証を が発生しているレセプト		診したレセプト,所得更生等によ ため				
記録項目		号コ分期険タ者者生記 48 _ 診険事 66 箋被頁番プ保通 _ 保保理,一,間種区番番年事保一療 _ 回算交保)号ト険 _ 処連険番んド,44 . 1別分号号月項険賃実事数定付険 ; , , 全者保年レ者号,	レセプト全国 11年 11年 11年 11年 11年 11年 11年 11年 11年 11	7請分1総種療,,別年定成77基~6曲週75.79管番番ン付と人請分、10世額、30、月点額公基44由整備レ理分,号プ録保理書12給病②費給被前日数免一額 _果数,コ番,90,ト _険番番過決院)区付保) 4 、 路部、0000000000000000000000000000000000					
記録範囲			合システムにおいて資 たレセプトの被保険者	各確認結身	<b>₹表及び遡及資格確認結果表に計</b> -				
記録情報の	- · - · ·		本人	0	本人以外				
(本人以外 	の場合は、収集先)			収集先	国保総合システム				
要配慮個人ときは、そ	、情報が含まれる の旨	含む							
記録情報の	経常的提供先	なし							

開示請求等を受理する組織 の名称及び所在地	(名称)三原市総務課 (所在地)三原市港町3-5-1					
訂正及び利用停止に関する 他の法令の規定による特別 の手続等	_					
加工样也一一人儿の活用	0	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)		法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)		
個人情報ファイルの種別	無	政令第21条第7項に 該当するファイル				
行政機関等匿名加工情報の 提案の募集をする個人情報 ファイルである旨	該当な	L				

番号	69						
個人情報フ	ァイルの名称	レセプト一覧					
行政機関等	の名称	三原市	Ę				
	ファイルが利用に 事務をつかさどる :	保険医	療課				
個人情報フ	ァイルの利用目的		者医療や差額が発生した 書を作成	:レセプト	について,医療機関ヘレセプト返		
記録項目		話番号	1医療機関コード,2医療機関名,3郵便番号,4医療機関住所,5医療機関電話番号,6医療機関返答内容,7被保険者番号,8受診者氏名,9診療月,10国保決定点数,11返戻理由及び詳細,12備考				
記録範囲		医療機関へ返戻伺を送付するレセプトの被保険者			被保険者		
記録情報の	加生士法		本人	0	本人以外		
	の場合は、収集先)			収集先	総合行政システム(国民健康保 険) 国保総合システム		
要配慮個人ときは、そ	、情報が含まれる の旨	含む					
記録情報の	経常的提供先	医療機関					
開示請求等 の名称及び	等を受理する組織 所在地		三原市総務課 b) 三原市港町3 - 5 - 1				
	刊用停止に関する D規定による特別	_					
(四) (桂却 つ	個人情報ファイルの種別		法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)		法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)		
川凹入情報ノ			政令第21条第7項に 該当するファイル				
	等匿名加工情報の 集をする個人情報 ある旨	該当なし					

番号	70						
個人情報ファイルの名称		保険証更新印刷抑止 対象者リスト					
行政機関等	の名称	三原市	長				
	ファイルが利用に §務をつかさどる	保険医					
個人情報フ	ァイルの利用目的	更新保険証を印刷抑止とする対象を整理するため					
記録項目		1通し番号, 2証番号, 3個人·世帯, 4世帯主名, 5被保険者名, 6抑止·引抜, 7抑止·引抜理由, 8設定日, 9国総解除手段, 10国総解除要否, 11国総解除日, 12備考					
記録範囲		更新保険証を印刷抑止とする対象者					
記録情報の	収集方法		本人	0	本人以外		
(本人以外	の場合は、収集先)			収集先	総合行政システム (国民健康保険システム)		
要配慮個人ときは、そ	、情報が含まれる の旨	含まな	()				
記録情報の	経常的提供先	国保連	国保連合会				
開示請求等 の名称及び	Fを受理する組織 所在地		三原市総務課 也)三原市港町3 - 5 - 1				
	川用停止に関する )規定による特別						
(田 1 桂	ーノリの廷則	0	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)		法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)		
1四八1月牧ノ	ァイルの種別	無	政令第21条第7項に 該当するファイル				
	F匿名加工情報の 長をする個人情報 ある旨	該当するファイル     該当なし					

番号	71					
個人情報フ	 アイルの名称	保険証	更新データ			
行政機関等	の名称	三原市	Ę			
個人情報ファイルが利用に 供される事務をつかさどる 組織の名称		保険医	療課			
個人情報フ	ァイルの利用目的	更新保	険証印刷対象者を管理す	るため		
記録項目		1データ区分,2保険者番号,3被保険者記号,4被保険者番号,5員No.,6国保取得日,7退職,8退職該当日,9世帯主氏名(漢字),10氏名(カナ),11氏名(漢字),12性別,13生年月日,14郵便番号,15住所,16保険者名,17有效期限,18交付年月日,19住特,20学遠,21発効期日,22負担割合,23DV,24外字空白(世帯主氏名),25外字空白(氏名漢字),26外字空白(住所),27外字空白(送付住所),28基本情報_続柄,29所得区分,30高齢所得区分,31市町村被保険者ID,32送付住所,33送付氏名(漢字),34交付者,35管理番号,36交付者名,37担当課,38電話番号,39郵便番号2,40住所3,41区内特表示,42記号表示,43被保険者カナ表示,44最下部住所面表示,45最下部の住所,46最下部の面番号,47補記フラグ,48処理区分,49短期証フラグ,50送付氏名(カナ),51未封緘フラグ				
記録範囲		更新保険証印刷対象者				
記録情報の (本人以外	収集方法 の場合は,収集先)		本人	O 収集先	本人以外 広島県国民健康保険団体連合 会	
要配慮個人ときは、そ	し情報が含まれる ・の旨	含まな	()			
記録情報の	経常的提供先	なし				
開示請求等 の名称及び	等を受理する組織 所在地		三原市総務課 也) 三原市港町3 - 5 - 1			
	刊用停止に関する D規定による特別					
個人情報フ	ァイルの種別	〇 無	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) 政令第21条第7項に 該当するファイル		法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)	
	序匿名加工情報の 長をする個人情報 ⋮ある旨	該当なし				

番号	72						
田 勺	12						
個人情報フ	ァイルの名称	療養費	療養費申請登録一覧表				
行政機関等	の名称	三原市	長				
	7ァイルが利用に §務をつかさどる	保険医	療課				
個人情報フ	ァイルの利用目的	療養費	の支給を行うため				
記録項目		性区 16給 25 30療番 43現別分年予金口機号通費物 47 現用高	7受診者生年月日,8診療 12前期高齢フラグ,1370 区分名称,17療養理 日,21支払方法,22支払 機関名,26金融機関表, 21立上 機関所,31口座種別番男子, 31の座療機関番男子, 36は所,41表担告 書額,48患者一部額,52指定公費額,53高 用医療機関・施術所名,	2識別子,3一般・退職,4世帯主名,5受診者名,6受診者 生年月日,8診療月,9受診時年齢,10本家入外名称,11年齢 齢フラグ,1370未満フラグ,14負担割合,15年齢区分詳細, が,17療養費種別No.,18療養費種別名,19点数表名称,20支 払方法,22支払先区分,23委任払先,24金融機関コード, 26金融機関カナ,27店コード,28本支店名,29本支店カナ, 口座種別番号,32口座番号,33口座名義,34EDI情報,35医 36医療機関名,37決定区分,38送付先名称,39送付先郵便 は住所,41送付先番地(個人以外),42送付先方書(個人以外), 療月,44表記載用証番号又は団体番号,45件数,46日数, 8患者一部負担額,49他法区分,50支給金額,51指公分除く 定公費額,53高額療養費支給額,54保険者負担額,55チェ 関・施術所名,56食事費用額,57食事支給額,58指定公費			
記録範囲		療養費	支給対象者				
記録情報の	収集方法		本人	0	本人以外		
(本人以外	の場合は、収集先)			収集先	国保総合システム		
要配慮個人ときは、そ	、情報が含まれる の旨	含む					
記録情報の	経常的提供先	なし					
開示請求等 の名称及び	Fを受理する組織 所在地		三原市総務課 也)三原市港町3 - 5 - 1				
	用停止に関する  規定による特別	_					
個人情報フ	ァイルの種別	0	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)		法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)		
	- · · ·	無	政令第21条第7項に 該当するファイル				
	を 医名加工情報の をする個人情報 ある旨	該当な	L				

番号	73					
個人情報ファイルの名称		療養費支給決定通知書及び委任払内訳書作成ファイル				
行政機関等	の名称	三原市	長			
個人情報ファイルが利用に 供される事務をつかさどる 組織の名称		保険医	療課			
個人情報フ	ァイルの利用目的	療養費	の支給決定通知を送付す	るため		
記録項目		【個人払】1支払区分、2被保険者証番号、3世帯主氏名、4診療年月、5給付の種類、6宛名No.、7受診者氏名、8銀行名、9支店名、10口座名義人、11支払期間開始、12支給予定年月日、13決定年月日、14宛先〒、15宛先住所、16宛先氏名、17医療機関コード、18特療、19支給管理番号、20支給決定額、【委任払】21施術所・団体コード、22委任払先施術所又は団体の名称、23宛先郵便番号、24宛先住所、25金融機関名、26支店名、27口座名義人、28支給予定年月日、29支給決定件数、30不支給決定件数、31支給決定合計額、【委任払内訳】32施術所(施術者)名称、33療養費種別名、34被保険者証番号、35世帯主氏名、36受診者氏名、37本家・入外、38給付割合、39施術年月、40施術額、41支給決定額、42全体の施術額、43全体の支給決定額				
記録範囲		療養費	支給対象者			
記録情報の	収集方法		本人	0	本人以外	
(本人以外	の場合は、収集先)			収集先	国保総合システム	
要配慮個人ときは、そ	し情報が含まれる ∙の旨	含む				
記録情報の	経常的提供先	なし				
開示請求等 の名称及び	等を受理する組織 『所在地		三原市総務課 也)三原市港町3 - 5 - 1			
	刊用停止に関する D規定による特別	_				
個人情報つ	ァイルの種別	0	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)		法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)	
凹八旧形ノ	, ・  /ν∨∕τ≝/Ϳ·Ϳ	無	政令第21条第7項に 該当するファイル			
	等匿名加工情報の 集をする個人情報 ある旨	該当なし				

番号	74					
個人情報フ	 ァイルの名称	後期高	齢者医療システム			
行政機関等	の名称	三原市	Ę			
	7ァイルが利用に §務をつかさどる	保険医	療課			
個人情報フ	ァイルの利用目的	後期高	齢者医療制度の資格の管	理		
記録項目		【資格】1被保険者番号,2資格取得日,3資格取得事由,4資格喪失格喪失事由,【宛名】6宛名番号,7氏名,8住所,9生年月日,10性基本異動日,12基本届出日,13基本異動事由,14住民日異動日,15届出日,16住民日異動事由,17非住民日異動日,18非住民日届出日住民日異動事由,20転入出住所,21世帯主,22続柄,23国籍等,24元25在留資格,26外国人住民となった日,27在留期間				
記録範囲		三原市に住民票がある者 県外の施設等に入所し三原市で被保険者資格を有している者			資格を有している者	
記録情報の (本人以外	収集方法 の場合は,収集先)	0	本人	O 収集先	本人以外 市民課住基情報 広島県後期高齢者医療広域連	
要配慮個ノときは、そ	、情報が含まれる の旨	含まな	l'		合	
記録情報の	経常的提供先	広島県	後期高齢者医療広域連合	ì		
開示請求等 の名称及び	等を受理する組織 所在地		三原市総務課 也)三原市港町3 - 5 - 1			
	川用停止に関する )規定による特別					
個人情報フ	ァイルの種別	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)   法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル) 無   政令第21条第7項に 該当するファイル				
	等匿名加工情報の 美をする個人情報 ある旨	該当な				

番号	75					
個人情報フ	ァイルの名称	後期高齢者医療葬祭費支給申請				
行政機関等	の名称	三原市	Ę			
	ファイルが利用に 事務をつかさどる i	保険医療課				
個人情報フ	ァイルの利用目的	葬祭費	支給申請の管理			
記録項目			3,2被保険者番号,3氏4 ,8振込先口座	3,4申請	者氏名,5続柄,6申請者住所,7電	
記録範囲		申請者				
記録情報の	収集方法		本人	0	本人以外	
(本人以外	の場合は、収集先)			収集先	葬祭執行者からの申請	
要配慮個人ときは、そ	、情報が含まれる の旨	含まな	()			
記録情報の	経常的提供先	なし				
開示請求等 の名称及び	等を受理する組織 所在地		三原市総務課 也) 三原市港町3 - 5 - 1			
	刊用停止に関する D規定による特別	-				
個人情報つ	ァイルの種別	0	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)		法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)	
		無	政令第21条第7項に 該当するファイル			
	等匿名加工情報の 長をする個人情報 ある旨	該当なし				

番号	76					
個人情報フ	ァイルの名称	後期高齢者医療別途送付先申出				
行政機関等	の名称	三原市	長			
	ファイルが利用に 事務をつかさどる	保険医	療課			
個人情報フ	ァイルの利用目的		康保険・介護保険・後期 出書を整理するため	険・後期高齢者医療,別途送付先住所(登録・修正・ ため		
記録項目			日,2宛名番号,3被保険者 5号,8本人との関係,9		氐名,5送付先住所,6送付先氐名,	
記録範囲		申請者				
記録情報の	収集方法	0	本人	0	本人以外	
(本人以外	の場合は、収集先)			収集先	送付先を指定する者からの申 し出	
要配慮個人ときは、そ	、情報が含まれる の旨	含まな	l,			
記録情報の	経常的提供先	なし				
開示請求等 の名称及び	等を受理する組織 所在地		三原市総務課 也)三原市港町3 - 5 - 1			
	川用停止に関する D規定による特別	_				
個人桂起っ	マイルの種別	0	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)		法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)	
個人情報ファイルの種別 		無	政令第21条第7項に 該当するファイル			
	等匿名加工情報の 集をする個人情報 ある旨	該当なし				

番号	77						
個人情報フ	ァイルの名称	チャイルドシート助成台帳					
行政機関等	の名称	三原市	튽				
	ファイルが利用に 事務をつかさどる :	子育て支援課					
個人情報フ	ァイルの利用目的		チャイルドシート購入費 童を把握するため	力成要綱	第3条の規定により支給対象者,		
記録項目			日,2氏名,3住所,4購力 三年月日,9助成対象幼児		購入金額,6口座情報,7幼児氏名, 該当の別		
記録範囲		チャイルドシート購入費助成を支給した保護者及び幼児			保護者及び幼児		
記録情報の		0	本人		本人以外		
(本人以外	の場合は、収集先)			収集先			
要配慮個人ときは、そ	∖情報が含まれる ·の旨	含まな	l,				
記録情報の	経常的提供先	なし					
開示請求等 の名称及び	等を受理する組織 所在地	(名称) 三原市総務課 (所在地) 三原市港町3 - 5 - 1					
	利用停止に関する D規定による特別	_					
個人情報フ	個人情報ファイルの種別		法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	0	法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)		
			政令第21条第7項に 該当するファイル				
	等匿名加工情報の 集をする個人情報 ある旨	該当なし					

番号	78					
個人情報フ	ァイルの名称	児童手当受給者情報				
行政機関等	の名称	三原市	長			
個人情報ファイルが利用に 供される事務をつかさどる 組織の名称		子育て	支援課			
個人情報フ	ァイルの利用目的	受給者	とその配偶者及び支給対	対象児童を かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かい	把握するため	
記録項目		1氏名,2生年月日,3住所,4性別,5宛名番号,6個人番号,7世紀 電話番号,9申請番号,10認定番号,11認定請求日‧認定日‧通知			忠定請求日・認定日・通知日,12支由,14返戻受付日・事由・通知日,16却下決定日・事由・通知日,1720年金種別,21職業区分,22所得,26児童氏名,27対象児童生年月柄,31要件該当日・事由,32要件分,35同別居区分,36配偶者の有	
記録範囲		三原市内に住所を有する18歳未満の児童を養育しており、その内満15歳に達した最初の年度末までの児童を有する者				
記録情報の (本人以外	収集方法 の場合は,収集先)	0	本人	O 収集先	本人以外 市民課, 市民税課, 他市町村へ の情報照会	
要配慮個人ときは、そ	し情報が含まれる ∙の旨	含まな	l)			
記録情報の	経常的提供先	なし				
開示請求等 の名称及び	等を受理する組織 所在地		三原市総務課 也)三原市港町3 - 5 - 1			
	刊用停止に関する D規定による特別	_				
個人情報フ	ァイルの種別	0	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)		法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)	
		無	政令第21条第7項に   該当するファイル			
	等匿名加工情報の 長をする個人情報 ある旨	該当なし				

番号	79					
個人情報フ	ァイルの名称	子ども台帳				
行政機関等	の名称	三原市	Ę			
	ファイルが利用に 事務をつかさどる	こども保育課				
個人情報フ	ァイルの利用目的		, こども園等に係る情報 管理をするため	设(特定教	育・保育認定,利用施設,保育料	
記録項目		1住所, 2氏名, 3生年月日, 4性別, 5支給認定日, 6支給認定期間, 7支給了理由, 8認定者番号, 9認定区分, 10認定種別, 11障害者手帳の有無, 生保適用の有無, 13現況, 14保育必要理由, 15保育必要量, 16優先利用由, 17契約日, 18利用期間, 19利用施設名, 20解約理由, 21幼保区分, 市民税額, 23階層, 242子区分, 25調定額, 26収納額, 27収納日, 28口情報, 29認定申請日, 30申請番号, 31利用希望施設名, 32希望理由, 33用選考基準				
記録範囲			給付費・地域型保育給付 設,特定地域型保育事業		定申請者及び認定者, 特定教育・ 者及び利用者	
記録情報の	収集方法	0	本人		本人以外	
(本人以外	の場合は、収集先)			収集先		
要配慮個人ときは、そ	、情報が含まれる の旨	含む				
記録情報の	経常的提供先	特定教	育・保育施設等の利用施	設(事業	者)	
開示請求等 の名称及び	等を受理する組織 所在地		三原市総務課 也) 三原市港町3 - 5 - 1			
	川用停止に関する D規定による特別					
個人情報つ	ァイルの種別	0	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)		法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)	
		無 政令第21条第7項に 該当するファイル				
	等匿名加工情報の 長をする個人情報 ある旨	該当な	L			

番号	80						
個人情報フ	ァイルの名称	電子カルテレセプトシステム(ダイナミクス, RS_Base)					
行政機関等	の名称	三原市	長				
	ファイルが利用に 事務をつかさどる i	保険医	療課				
個人情報フ	ァイルの利用目的	診療,	医療業務全般,医療保険	食事務のた	හ		
記録項目			F番号,2氏名,3性別, 病名,9診療録,10健診		,	6電話番号,7保険情	
記録範囲		大和診療所で受診された患者					
記録情報の	収集方法	0	本人	0	本人以外		
(本人以外	の場合は、収集先)			収集先	訪問看護, 療機関	在宅支援事業所,医	
要配慮個人ときは、そ	∖情報が含まれる ∙の旨	含む					
記録情報の	経常的提供先	なし					
開示請求等 の名称及び	等を受理する組織 所在地		三原市総務課 也)三原市港町3 - 5 - 1				
	川用停止に関する D規定による特別	_					
個人情報つ	個人情報ファイルの種別		法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)		法第60条第 (マニュア	2項第2号 ル処理ファイル)	
		無	政令第21条第7項に 該当するファイル				
	等匿名加工情報の 長をする個人情報 ある旨	該当なし					

番号	81							
個人情報フ	個人情報ファイルの名称		出納金整理簿					
行政機関等	の名称	三原市長						
	ファイルが利用に 事務をつかさどる	保険医療課						
個人情報フ	ァイルの利用目的	窓口納付金を管理するため						
記録項目		1カルテ番号,2氏名,3金額						
記録範囲		大和診療所で受診された患者						
記録情報の	収集方法		本人	0	本人以外			
(本人以外	の場合は、収集先)	収集先 レセプトコンピューター						
要配慮個人ときは、そ	、情報が含まれる の旨	含まな	()					
記録情報の	経常的提供先	なし						
開示請求等 の名称及び	等を受理する組織 所在地		三原市総務課 也) 三原市港町3 - 5 - 1					
	川用停止に関する )規定による特別							
	ァイルの種別	0	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)		法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)			
		無 政令第21条第7項に 該当するファイル						
	等匿名加工情報の 員をする個人情報 ある旨	該当なし						

番号	82						
個人情報ファイルの名称		住民基本台帳					
行政機関等	の名称	三原市	Ę				
	ファイルが利用に 事務をつかさどる	市民課	市民課				
個人情報フ	ァイルの利用目的	住民に	関する記録の適正な管理	星を図るた	<b>త</b>		
記録項目		1氏名 2生年月日 3性別 4続柄 5戸籍の表示 6住民となった日 所を定めた日 8前住所 9個人番号 10選挙人名簿登録の有無 11 健康保険の資格に関する項目 12後期高齢者医療保険の資格に関する 目 13介護保険の資格に関する項目 14国民年金の資格に関する 15児童手当の資格に関する項目 16米穀の配給に関する項目 17住民 ード 18政令で定める事項			0選挙人名簿登録の有無 11国民 高齢者医療保険の資格に関する項 14国民年金の資格に関する項目		
記録範囲		三原市	に住所を有する者				
記録情報の	収集方法	0	本人		本人以外		
(本人以外	の場合は、収集先)			収集先			
要配慮個人ときは、そ	、情報が含まれる の旨	含まな	()				
記録情報の	経常的提供先	なし					
開示請求等 の名称及び	等を受理する組織 所在地		三原市総務課 也) 三原市港町3 - 5 - 1				
	川用停止に関する D規定による特別	_					
個人情報フ	ァイルの種別	0	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)		法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)		
	· 1 · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	無	政令第21条第7項に 該当するファイル				
	等匿名加工情報の 集をする個人情報 ある旨	該当な	該当するファイル     該当なし				

番号	83						
個人情報フ	ァイルの名称	印鑑登録簿					
行政機関等	の名称	三原市	<del></del>				
	ファイルが利用に 事務をつかさどる i	市民課					
個人情報フ	ァイルの利用目的	登録さ	れた印鑑を管理するため	)			
記録項目		_	2生年月日 3住所 4代 日 9旧氏 10カタカナ		柄 6登録印影 7登録番号 8登		
記録範囲		印鑑登録を行った者					
記録情報の	収集方法	0	本人		本人以外		
(本人以外	の場合は、収集先)			収集先			
要配慮個人ときは、そ	∖情報が含まれる ∙の旨	含まな	()				
記録情報の	経常的提供先	なし					
開示請求等 の名称及び	等を受理する組織 所在地		三原市総務課 也) 三原市港町3 - 5 - 1				
	刊用停止に関する D規定による特別	-					
個人情報つ			法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)		法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)		
個人情報ファイルの種別     無     政令第21条第7項に       該当するファイル							
	等匿名加工情報の 長をする個人情報 ある旨	該当なし					

₩ 🗆	0.4						
番号 	84						
個人情報フ	ァイルの名称	マイナンバーカード管理簿					
行政機関等	の名称	三原市	長				
	ファイルが利用に 事務をつかさどる i	市民課					
個人情報フ	ァイルの利用目的	マイナ	ンバーカードの交付を管	理するた	め		
記録項目		1氏名 2生年月日 3年齢 4性別 5住所 6申請方式 7申請日 8 日 9交付前設定日 10通知書発送日 11返戻日 12保管期限 13督 発送日 14交付日 15返納日 16廃棄日 17保管番号 18保管場 19交付場所 20再交付理由 21代理人氏名 22代理人住所 23代理 絡先 24代理人区分 25返戻理由 26返戻書類 27返納理由 28廃 由 29廃棄方法 30廃棄担当 31手書きの有無 32署名用電子証明 棄の有無 33利用者用電子証明書失効の有無 34個人カード返納の 35住基カード返納の有無 36通知カード返納の有無					
記録範囲		マイナ	ンバーカード申請者				
記録情報の	加集方法	0	本人	0	本人以外		
	の場合は、収集先)			収集先	地方公共団体情報システム機 構からの提供		
要配慮個人ときは、そ	∖情報が含まれる ·の旨	含まな	()				
記録情報の	経常的提供先	なし					
開示請求等 の名称及び	等を受理する組織 所在地		三原市総務課 也) 三原市港町3 - 5 - 1				
	刊用停止に関する D規定による特別						
個人情報つ	ァイルの種別	0	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)		法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)		
四八円代ノ	個人情報ファイルの種別		政令第21条第7項に 該当するファイル				
	停匿名加工情報の 集をする個人情報 ⋮ある旨	該当な					

	T	1					
番号	85						
個人情報フ	ァイルの名称	国民年金被保険者台帳					
行政機関等	の名称	三原市	長				
	ファイルが利用に 事務をつかさどる i	市民課					
個人情報フ	ァイルの利用目的	国民年	金事業の事務を行うため	)			
記録項目		得事由 6最新資格喪失日 7最新資格喪失原因 8最新資格喪失 資格満了日 10付加開始日 11付加種別 12付加終了日 13免院 14免除開始日 15免除該当届出日 16免除種別 17免除理由 13 了日 19免除消滅届出日 20産前産後免除種別 21産前産後免除 定日 22産前産後免除開始月 23産前産後免除終了月 24職権通			度失原因 8最新資格喪失理由 9 削 12付加終了日 13免除申請日 免除種別 17免除理由 18免除終 免除種別 21産前産後免除出産予 産後免除終了月 24職権適用区分		
記録範囲		三原市に居住する20歳以上の者					
記録情報の		0	本人	0	本人以外		
(本人以外	の場合は、収集先)			収集先	日本年金機構からの提供		
要配慮個人ときは、そ	、情報が含まれる の旨	含まな	()				
記録情報の	経常的提供先	なし					
開示請求等 の名称及び	等を受理する組織 所在地		三原市総務課 也)三原市港町3 - 5 - 1				
	川用停止に関する D規定による特別	-					
個人棒起力	ァイルの種別	0	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)		法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)		
川凹八間報ノ	♪ 1 ルツ州生別	無	政令第21条第7項に 該当するファイル				
	等匿名加工情報の 集をする個人情報 ある旨	該当な	L				

番号	86						
個人情報フ	ァイルの名称	年金生活者支援給付金台帳					
行政機関等	の名称	三原市	長				
	ファイルが利用に 事務をつかさどる i	市民課	市民課				
個人情報フ	ァイルの利用目的	年金生	活者支援給付金事務を行	うため			
記録項目		1基礎年金番号 2提供依頼年度 3所得証明対象年 4年金事務区分特定区分 6要確認理由 7生年月日 8性別 9氏名 10住所 11所明年月日 12所得情報 13申告区分 14申告区分 15世帯課税区分前年所得合計額 17公的年金収入金額 18合計所得金額 19公的年所得 20総所得金額 21退職所得金額 22山林所得金額 23土地事得金額 24長期譲渡所得金額 25短期譲渡所得金額 26先物取引雑金額 27雑損控除額 28医療費控除額 29社会保険料控除額 30小掛金控除額 31配特控除額 32障害者扶養人数 33特別障害扶養34寡婦控除該当の有無表示 35ひとり親控除該当の有無 36勤労学当の有無 37免除所得額 38肉用牛所得免除額 39開墾地所得免40土地改良免除額 41控対配扶養人数 42老人扶養人数 43特定扶数 44障害者控除該当の有無 45特別障碍者控除当の有無					
記録範囲		各種年	金受給者				
記録情報の	収集方法		本人	0	本人以外		
(本人以外	の場合は、収集先)			収集先	日本年金機構からの提供		
要配慮個人ときは、そ	し情報が含まれる ∙の旨	含まな	l,				
記録情報の	経常的提供先	なし					
開示請求等 の名称及び	等を受理する組織 所在地		三原市総務課 也)三原市港町3 - 5 - 1				
	刊用停止に関する D規定による特別	-					
個人情報フ	ァイルの種別	O 無	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) 政令第21条第7項に 該当するファイル		法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)		
	等匿名加工情報の 集をする個人情報 :ある旨	該当な					

番号	87					
個人情報フ	ァイルの名称	戸籍コンビニ交付利用登録申請データ				
行政機関等	の名称	三原市	Ę			
	ファイルが利用に 事務をつかさどる	市民課				
個人情報フ	ァイルの利用目的	戸籍謄本等の交付をコンビニで希望する者の住民情報と戸籍情報の 確認のため				
記録項目					日,4氏名,5性別,6生年月日, 号,9電話番号,10続柄	
記録範囲		戸籍謄本等の交付をコンビニで希望する者				
記録情報の	収集方法	0	本人		本人以外	
(本人以外	の場合は、収集先)			収集先		
要配慮個人ときは、そ	、情報が含まれる の旨	含まな	ι\			
記録情報の	経常的提供先	なし				
開示請求等 の名称及び	等を受理する組織 所在地	(名称) 三原市総務課 (所在地) 三原市港町3-5-1				
	川用停止に関する D規定による特別	_				
個人情報つ	個人情報ファイルの種別		法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)		法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)	
		無 政令第21条第7項に 該当するファイル				
	等匿名加工情報の 長をする個人情報 ある旨	該当なし				

番号	88						
個人情報フ	ァイルの名称	戸籍(除籍、改製原戸籍)簿					
行政機関等	の名称	三原市	長				
	ファイルが利用に 事務をつかさどる	久井支	所地域振興課 所地域振興課 所地域振興課				
個人情報フ	ァイルの利用目的	身分事	項を記録、公証するため	)			
記録項目		た原因 きは, 旨, 8	1本籍の表示及び筆頭者の氏名、2氏名、3出生の年月日、4戸籍に入った原因及び年月日、5実父母の氏名及び実父母との続柄、6養子であるときは、養親の氏名及び養親との続柄、7夫婦については、夫又は妻である旨、8他の戸籍から入った者については、その戸籍の表示、9その他法務省令で定める事項				
記録範囲		本籍を	有している(いた)者				
記録情報の	収集方法	0	本人	0	本人以外		
(本人以外	の場合は、収集先)			収集先	戸籍法に定める届出人、他の市 区町村長、他の官公署長		
要配慮個人ときは、そ	、情報が含まれる の旨	含む					
記録情報の	経常的提供先	法務省					
開示請求等 の名称及び	等を受理する組織 所在地		三原市総務課 也) 三原市港町3 - 5 - 1				
	川用停止に関する D規定による特別	_					
個人情報つ	個人情報ファイルの種別		法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)		法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)		
四八十八 /	テートアのイモカリ	無 政令第21条第7項に 該当するファイル					
	等匿名加工情報の 集をする個人情報 ある旨	該当なし					

番号	89							
個人情報フ	ァイルの名称	戸籍の附票						
行政機関等	の名称	三原市	三原市長					
	7ァイルが利用に §務をつかさどる	市民課 本郷支所地域振興課 久井支所地域振興課 大和支所地域振興課						
個人情報フ	ァイルの利用目的	住所の	異動履歴、在外選挙人名	簿の登録	地、登録日の記録及び公証のため			
記録項目					, 3住所, 4住所を定めた年月日, 挙人名簿の登録地及び登録日			
記録範囲		本籍を有している(いた)者						
記録情報の	収集方法	0	本人	0	本人以外			
(本人以外	の場合は、収集先)			収集先	他の市区町村長、他の選挙管理 委員会			
要配慮個人ときは、そ	、情報が含まれる の旨	含まな	()					
記録情報の	経常的提供先	なし						
開示請求等 の名称及び	穿を受理する組織 所在地		三原市総務課 也)三原市港町3 - 5 - 1					
	川用停止に関する )規定による特別	_						
個人情報つ	個人情報ファイルの種別		法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)		法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)			
凹八旧取ノ	<b>プ゚  /レ♥ノ☆圭刀リ</b>	無 政令第21条第7項に 該当するファイル						
	等匿名加工情報の 員をする個人情報 ある旨	該当なし						

番号	90						
個人情報フ	ァイルの名称	戸籍受附帳					
行政機関等	の名称	三原市	Ę				
個人情報ファイルが利用に 供される事務をつかさどる 組織の名称		市民課 本郷支所地域振興課 久井支所地域振興課 大和支所地域振興課					
個人情報フ	ァイルの利用目的	戸籍届	の受附状況状況を記録す	るため			
記録項目		以外で 受理し 日, 7	1件名,2届出事件の本人の氏名及び本籍又は国籍,3届出人が事件本人以外であるときは,届出人の資格及び氏名,4受附の番号及び年月日,5 受理し又は送付を受けたことの別,6出生の届出については,出生の年月日,7死亡又は失踪の届出については,死亡の年月日時分又は死亡とみなされる年月日				
記録範囲		戸籍の た者	届出をした者及び他のア	市区町村县	長から戸籍の届出書の送付を受け		
記録情報の		0	本人	0	本人以外		
(本人以外	の場合は、収集先)			収集先	他の市区町村長、他の官公署長		
要配慮個人ときは、そ	、情報が含まれる の旨	含まな	l,				
記録情報の	経常的提供先	なし					
開示請求等 の名称及び	等を受理する組織 所在地		三原市総務課 也)三原市港町3 - 5 - 1				
	川用停止に関する )規定による特別	_					
個人情報ファイルの種別		0	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	0	法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)		
		無 政令第21条第7項に 該当するファイル					
	等匿名加工情報の 長をする個人情報 ある旨	該当な	L				

番号	91						
個人情報フ	ァイルの名称	戸籍届出にかかる本人確認台帳					
行政機関等	の名称	三原市	三原市長				
	ファイルが利用に 事務をつかさどる :	1 不纵 4 听物预提 鹏 翠					
個人情報フ	ァイルの利用目的	戸籍届	出にかかる本人確認の有	[無等を記	録するため		
記録項目		1届出人住所,2届出人氏名,3受理年月日,4事件名,5届出事 氏名,6確認方法,7確認区分,8通知要否					
記録範囲		戸籍届出(婚姻届、協議離婚届、養子縁組届、養子離縁届、転籍届、戸 法77条の2の届出、戸籍法73条の2の届出、認知届等)をした者					
記録情報の	収集方法	0	本人	0	本人以外		
(本人以外	の場合は、収集先)			収集先	使者		
要配慮個人ときは、そ	、情報が含まれる の旨	含まな	l)				
記録情報の	経常的提供先	なし					
開示請求等 の名称及び	等を受理する組織 所在地		三原市総務課 也)三原市港町3 - 5 - 1				
	川用停止に関する D規定による特別	-					
個人情報力	ァイルの種別	0	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	0	法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)		
	カティルの種別 無 政令第21条第7項に 該当するファイル						
	等匿名加工情報の 集をする個人情報 ある旨	該当するファイル     該当なし					

番号	92					
個人情報フ	ァイルの名称	埋火葬許可申請書				
行政機関等	の名称	三原市	Ę			
	ファイルが利用に 事務をつかさどる	久井支	所地域振興課 所地域振興課 所地域振興課			
個人情報フ	ァイルの利用目的	埋火葬許可事務手続きのため				
記録項目	1死亡者の本籍、2死亡者の住所、3死亡者の氏名、4性別及で 日、5妊娠週数、6死因、7死亡年月日時、8死亡の場所、9火 10火葬の日時、11使用料区分、12申請者の住所氏名及び変 続柄				時,8死亡の場所,9火葬の場所,	
記録範囲		死亡者(手術肢体含む)及び埋火葬許可の申請をした者				
記録情報の	収集方法	0	本人	0	本人以外	
(本人以外	の場合は、収集先)			収集先	埋火葬を行う者	
要配慮個人ときは、そ	、情報が含まれる の旨	含む				
記録情報の	経常的提供先	なし				
開示請求等 の名称及び	等を受理する組織 所在地		三原市総務課 也) 三原市港町3 - 5 - 1			
	利用停止に関する D規定による特別	-				
個人情報つ	ァイルの種別	0	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	0	法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)	
四八十八 /	♪ *  ノレ♥ノイキモクリ	無 政令第21条第7項に 該当するファイル				
	等匿名加工情報の 長をする個人情報 ある旨	該当な	L			

番号	93						
個人情報フ	ァイルの名称	広島県都市計画基礎調査ファイル					
行政機関等	の名称	三原市	툿				
	ファイルが利用に 事務をつかさどる :	都市開					
個人情報フ	ァイルの利用目的	・都市における人口、産業、土地利用、交通などの現況及び将来の見を定期的に把握し、客観的・定量的なデータに基づいた都市計画の選行う。・都市計画の妥当性についての説明責任を果たすため、調査総公表(オープンデータ化)する。					
記録項目		1人口(人口規模,将来人口等),2土地利用[土地利用現況(位置,用途,面積,低未利用地)、宅地開発状況等],3建物利用現況〔用途,階数,構造,建築面積,延床面積,建築年,耐火構造種別,高さ,空家〕					
記録範囲		都市計画基礎調査の調査対象区域内の建物居住者や土地・建物権利者等					
記録情報の (本人以外	収集方法 の場合は, 収集先)		本人以外 庁内資料(都市計画図書, 建築 確認申請書類等), 国土数値情 報, 航空測量成果, 住宅地図等 から収集				
要配慮個人ときは、そ	人情報が含まれる ·の旨	含まな	(\				
記録情報の	経常的提供先	_	県 ・調査結果を公表する 青報センターの閲覧者等		「マネジメント基盤「DoboX」及び		
開示請求等 の名称及び	等を受理する組織 所在地		三原市総務課 也)三原市港町3 - 5 - 1				
	刊用停止に関する D規定による特別	ı					
個人情報フ	ァイルの種別	O 無	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) 政令第21条第7項に 該当するファイル		法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)		
	停匿名加工情報の 集をする個人情報 ⋮ある旨	該当な	L				

番号	94						
個人情報フ	ァイルの名称	広島県都市計画基礎調査ファイル					
行政機関等	の名称	三原市	三原市長				
	7ァイルが利用に §務をつかさどる	都市開発課					
個人情報フ	ァイルの利用目的	・都市における人口、産業、土地利用、交通などの現況及び将来の見を定期的に把握し、客観的・定量的なデータに基づいた都市計画の運行う。・都市計画の妥当性についての説明責任を果たすため、調査結公表(オープンデータ化)する。					
記録項目		1人口(人口規模、将来人口等),2土地利用〔土地利用現況(位置、月途、面積、低未利用地)、宅地開発状況等〕,3建物利用現況〔用途、降数、構造、建築面積、延床面積、建築年、耐火構造種別、高さ、空家〕					
記録範囲		都市計画基礎調査の調査対象区域内の建物居住者や土地・建物権利者等					
			本人	0	本人以外		
記録情報の (本人以外	収集方法 の場合は、収集先)			収集先	庁内資料(都市計画図書,建築 確認申請書類等),国土数値情 報,航空測量成果,住宅地図等 から収集		
要配慮個人ときは、そ	、情報が含まれる の旨	含まな	l,				
記録情報の	経常的提供先	-	県・調査結果を公表する 青報センターの閲覧者等		マネジメント基盤「DoboX」及び		
開示請求等 の名称及び	穿を受理する組織 所在地		三原市総務課 也)三原市港町3 - 5 - 1				
	川用停止に関する )規定による特別	_					
個人情報フ	ァイルの種別	○     法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)     法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)       無     政令第21条第7項に 該当するファイル					
	等匿名加工情報の 美をする個人情報 ある旨	該当な					

番号	95					
個人情報フ	ァイルの名称	本郷都市計画事業東本通土地区画整理審議会委員選挙に係る選挙人名簿				
行政機関等	の名称	三原市	Ę			
	ファイルが利用に 事務をつかさどる :	土地区画整理課				
個人情報フ	ァイルの利用目的	東本通	土地区画整理審議会委員	選挙の有	権者確定のため	
記録項目		1氏名 2住所 3性別 4生年月日				
記録範囲		東本通土地区画整理事業施行区域内土地所有者及び借地権者並びにその 権利者				権者並びにその
記録情報の	収集方法	0	本人	0	本人以外	
(本人以外	の場合は、収集先)			収集先	1 他行政機関	2法務局
要配慮個人ときは、そ	、情報が含まれる の旨	含まな	()			
記録情報の	経常的提供先	なし				
開示請求等 の名称及び	等を受理する組織 所在地		三原市総務課 也) 三原市港町3 - 5 - 1			
	刊用停止に関する D規定による特別					
	A LOSE DI	0	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)		法第60条第2項第 (マニュアル処	
1回人1再報ノ	ァイルの種別	無 政令第21条第7項に is is is is is is is is in the control in the contr				
	等匿名加工情報の 集をする個人情報 ある旨	該当するファイル     該当なし				

番号	96						
個人情報フ	東本通土地区画整理事業に係る仮換地調書						
行政機関等	の名称	三原市	Ę				
	ファイルが利用に 事務をつかさどる i	土地区	画整理課				
個人情報フ	ァイルの利用目的	関係権	利者へ換地	也通知のため			
記録項目		1氏名 2住所 3資産状況 4債権・債務					
記録範囲		東本通土地区画整理事業施行区域内土地所有者及び借地権者並びに 権利者				権者並びにその	
記録情報の	収集方法	0	本人		0	本人以外	
(本人以外	の場合は、収集先)				収集先	1 他行政機関	2法務局
要配慮個人ときは、そ	、情報が含まれる の旨	含まな	l,				
記録情報の	経常的提供先	なし					
開示請求等 の名称及び	等を受理する組織 所在地		三原市総也) 三原市	·····································			
	刊用停止に関する D規定による特別	-					
個人情報力	マイルの種別	0		€第2項第1号 1理ファイル)		法第60条第2項第 (マニュアル処	
個人情報ファイルの種別       無       政令第21条第7項に         該当するファイル							
	等匿名加工情報の 集をする個人情報 ある旨	該当な	L				

番号	97					
個人情報フ	ァイルの名称	三太刀山墓園二次募集権利者名簿				
行政機関等	の名称	三原市	Ę			
	ファイルが利用に 事務をつかさどる i	土地区画整理課				
個人情報フ	ァイルの利用目的	三太刀	山墓園二次募集権利者確	定のため		
記録項目		1氏名 2住所 3性別 4生年月日				
記録範囲		東本通土地区画整理事業施行区域内土地所有者及び借地権者並びにそ 権利者				権者並びにその
記録情報の	収集方法	0	本人	0	本人以外	
(本人以外	の場合は、収集先)			収集先	1 他行政機関	2法務局
要配慮個人ときは、そ	、情報が含まれる の旨	含まな	l,			
記録情報の	経常的提供先	なし				
開示請求等 の名称及び	等を受理する組織 所在地		三原市総務課 b) 三原市港町3 - 5 - 1			
	刊用停止に関する D規定による特別	_				
個人情報力	ァイルの種別	0	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)		法第60条第2項第 (マニュアル処	
過入情報ノ	ティ ノレリノ作生力リ	無 政令第21条第7項に 該当するファイル				
	等匿名加工情報の 集をする個人情報 ある旨	該当な	L			

番号	98						
個人情報フ	ァイルの名称	市営住宅使用請書					
行政機関等	の名称	三原市	튽				
	ファイルが利用に 事務をつかさどる i	建築課	建築課				
個人情報フ	ァイルの利用目的	入居管理の担保とするため					
記録項目		1氏名, 敷金	2生年月日,3住所,4続	柄, 5電話	話番号,6勤務先,7住宅使用料,8		
記録範囲		市営住宅入居者,連帯保証人,					
記録情報の		0	本人		本人以外		
(本人以外	の場合は、収集先)			収集先			
要配慮個人ときは、そ	∖情報が含まれる ·の旨	含まな	ι\				
記録情報の	経常的提供先	なし					
開示請求等 の名称及び	等を受理する組織 所在地		三原市総務課 也)三原市港町3 - 5 - 1				
	川用停止に関する D規定による特別	_					
個人情報つ	マイルの種別	0	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)		法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)		
個人情報ファイルの種別       無       政令第21条第7項に         該当するファイル							
	等匿名加工情報の 長をする個人情報 ある旨	0					

番号	99						
個人情報フ	ァイルの名称	空家等データベース					
行政機関等	の名称	三原市長					
	ファイルが利用に 事務をつかさどる i						
個人情報フ	ァイルの利用目的	把握している空家等の状況や対応履歴を管理するため					
記録項目		1空き家の状況,2所有者指名,3所有者住所,4所有者電話番号,5対応内					
記録範囲		空家等に該当する建築物の所有者等					
記録情報の	収集方法		本人	0	本人以外		
(本人以外	の場合は、収集先)			収集先	実施機関の他部門及び他の実 施機関から		
要配慮個人ときは、そ	、情報が含まれる の旨	含まな	()				
記録情報の	経常的提供先	なし					
開示請求等 の名称及び	等を受理する組織 所在地		三原市総務課 也) 三原市港町3 - 5 - 1				
	刊用停止に関する D規定による特別	_					
個人情報つ	ァイルの種別	0	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)		法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)		
		無 政令第21条第7項に 該当するファイル					
	等匿名加工情報の 長をする個人情報 ある旨	該当なし					

番号	100							
個人情報フ	ァイルの名称	収入申告書						
行政機関等	の名称	三原市	三原市長					
	ファイルが利用に 事務をつかさどる i	建築課	建築課					
個人情報フ	ァイルの利用目的	次年度家賃算定のため						
記録項目		1氏名,	2生年月日,3住所,4続	柄, 5電記	舌番号,6勤務先,7収入状況			
記録範囲		市営住宅入居者,緊急連絡先						
記録情報の		0	本人		本人以外			
(本人以外	の場合は、収集先)			収集先				
要配慮個人ときは、そ	∖情報が含まれる ・の旨	含まな	()					
記録情報の	経常的提供先	なし						
開示請求等 の名称及び	等を受理する組織 所在地		三原市総務課 也) 三原市港町3 - 5 - 1					
	刊用停止に関する D規定による特別	_						
個人情報フ	マイルの種別	0	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)		法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)			
	人情報ファイルの種別 無 政令第21条第7項に 該当するファイル							
	等匿名加工情報の 長をする個人情報 ある旨							

番号	101							
個人情報フ	ァイルの名称	住宅使用料等口座振替名簿						
行政機関等	の名称	三原市	<del></del>					
	ファイルが利用に 事務をつかさどる i	建築課						
個人情報フ	ァイルの利用目的	住宅使	用料等徴収のため					
記録項目		1氏名,	2住所,3金融機関口座都	番号				
記録範囲		市営住	市営住宅入居者					
記録情報の		0	本人		本人以外			
(本人以外	の場合は、収集先)			収集先				
要配慮個人ときは、そ	∖情報が含まれる ∙の旨	含まな	含まない					
記録情報の	経常的提供先	なし						
開示請求等 の名称及び	等を受理する組織 所在地	(名称) 三原市総務課 (所在地) 三原市港町3-5-1						
	川用停止に関する D規定による特別							
個人情報フ	ァイルの種別	0	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)		法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)			
		無	政令第21条第7項に 該当するファイル					
	等匿名加工情報の 長をする個人情報 ある旨	該当なし						

番号	102						
個人情報フ	ァイルの名称	退去時修繕費負担金整理簿					
行政機関等	の名称	三原市	Ę				
	7ァイルが利用に §務をつかさどる	建築課					
個人情報フ	ァイルの利用目的	退去時	修繕費負担金の収納状況	!管理のた	හ		
記録項目		1氏名,	2住宅名,3退去日,4退	去時修繕	費負担金収納状況		
記録範囲		市営住宅入居者					
記録情報の	収集方法	0	本人		本人以外		
(本人以外	の場合は、収集先)			収集先			
要配慮個人ときは、そ	、情報が含まれる の旨	含まない					
記録情報の	経常的提供先	なし					
開示請求等 の名称及び	テを受理する組織 所在地	(名称) 三原市総務課 (所在地) 三原市港町3 - 5 - 1					
	川用停止に関する )規定による特別						
個人情報フ	ァイルの種別	O 法第60条第2項第1号 法第60条第2項第2号 (電算処理ファイル) (マニュアル処理ファ					
		無	政令第21条第7項に 該当するファイル				
	ቹ匿名加工情報の €をする個人情報 ある旨	該当なし					

番号	103						
個人情報フ	ァイルの名称	建築確認台帳					
行政機関等	の名称	三原市	長				
	ファイルが利用に 事務をつかさどる :	建築指	導課				
個人情報フ	ァイルの利用目的	建築基	準法第12条第8項による(	保存			
記録項目		1建築主氏名,2地名地番,3工事種別,4設計事務所・語事務所・監理者,6施工会社,7構造種別,8申請建築物の数,9法区分,10具体的主要用途,11延べ面積,12敷地面積14確認日付,15確認番号,16計画変更受付日,17計画変更度要番号,19中間受付日,20中間日付,21中間検査番号,225元了日付,24完了検査番号			別,8申請建築物の地上・地下階 ベ面積,12敷地面積,13審査機関, 付日,17計画変更日付,18計画変		
記録範囲		建築物・建築設備・工作物の建築確認申請・中間報告・完了検査等に記載 の主要項目					
記録情報の	記録情報の収集方法		本人	0	本人以外		
(本人以外	の場合は、収集先)			収集先	指定確認検査機関,建築主		
要配慮個人ときは、そ	∖情報が含まれる ∙の旨	含まな	()				
記録情報の	経常的提供先	なし					
開示請求等 の名称及び	等を受理する組織 所在地		三原市総務課 也) 三原市港町3 - 5 - 1				
	川用停止に関する D規定による特別	_					
個人情報つ	ァイルの種別	0	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)		法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)		
八	デ゙「 /レ∇√/ೡ፻/ワリ	無	政令第21条第7項に 該当するファイル				
	等匿名加工情報の 集をする個人情報 ある旨	該当な	L				

番号	104						
個人情報フ	個人情報ファイルの名称		防火管理者資格名簿				
行政機関等	の名称	三原市消防長					
	ファイルが利用に 事務をつかさどる i	予防課					
個人情報フ	ァイルの利用目的	消防法	施行令第3条の規定による	る防火管理	里者の適正専任のため		
記録項目		1交付番 勤務先	5号,2交付年月日,3月	<b>氏名,4</b> 生	至年月日,5住所,6電話番号,7		
記録範囲		防火管理者資格取得講習会を修了した者					
記録情報の	収集方法	0	本人		本人以外		
(本人以外	の場合は、収集先)			収集先			
要配慮個人ときは、そ	、情報が含まれる の旨	含まない					
記録情報の	経常的提供先	なし					
開示請求等 の名称及び	等を受理する組織 所在地	(名称) 三原市消防本部予防課 (所在地) 三原市宮浦一丁目22番2号					
	刊用停止に関する D規定による特別	S .					
個人情報つ	個人情報ファイルの種別		法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)		法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)		
個人情報 ファイルの作動		無	政令第21条第7項に 該当するファイル				
	等匿名加工情報の 長をする個人情報 ある旨	該当なし					

番号	105						
個人情報フ	個人情報ファイルの名称		消防団員名簿				
行政機関等	の名称	三原市	消防長				
	ファイルが利用に 事務をつかさどる i	警防課					
個人情報フ	ァイルの利用目的	表彰事	務,報酬支払事務,その	他消防団	に係る事務を行うため		
記録項目		1氏名,	2生年月日,3住所,4勤	務先,5受	赏歷,6入団年月日,7退団年月日		
記録範囲		平成17年以降の市内消防団員					
記録情報の	収集方法	0	本人		本人以外		
(本人以外	の場合は、収集先)			収集先			
要配慮個人ときは、そ	∖情報が含まれる ·の旨	含む					
記録情報の	経常的提供先	広島県危機管理監消防保安課,広島県消防協会					
開示請求等 の名称及び	等を受理する組織 所在地	(名称) 三原市消防本部警防課 (所在地) 三原市宮浦 1 丁目2-22					
	川用停止に関する D規定による特別						
個人情報フ	個人情報ファイルの種別		法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	0	法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)		
		無	政令第21条第7項に 該当するファイル				
	等匿名加工情報の 長をする個人情報 ある旨	該当なし					

番号	106							
個人情報フ	個人情報ファイルの名称		救急出場報告書					
行政機関等	の名称	三原市消防長						
	ファイルが利用に 事務をつかさどる i	三原西消防署 世羅消防署 三原消防署 消防本部						
個人情報フ	ァイルの利用目的	救急活	動の記録及び統計業務の	ため				
記録項目		1 氏名 心身関		日,5障害	『の状況,6傷病の状況,7その他の			
記録範囲		救急出場事案における傷病者						
記録情報の	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	0	本人		本人以外			
(本人以外	の場合は、収集先)			収集先				
要配慮個人ときは、そ	∖情報が含まれる ∙の旨	含む						
記録情報の	経常的提供先	捜査機関 弁護士会 裁判所 労働基準監督署						
開示請求等 の名称及び	等を受理する組織 所在地	(名称) 三原市消防本部 (所在地) 三原市宮浦一丁目22-2						
	刊用停止に関する D規定による特別							
個人情報つ	個人情報ファイルの種別		法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)		法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)			
個人情報クティアの発達が		無	政令第21条第7項に 該当するファイル					
	等匿名加工情報の 長をする個人情報 ⋮ある旨	該当なし						

番号	107							
個人情報フ	個人情報ファイルの名称		子ども・子育て支援システム台帳					
行政機関等	の名称	三原市	教育委員会					
	ファイルが利用に 事務をつかさどる :	教育振興課						
個人情報フ	ァイルの利用目的		,幼稚園型認定こども園 幼稚園,利用施設,保育		報(特定教育・保育認定,新制度 管理のため			
記録項目		1住所,2氏名,3生年月日,4性別,5支給認定日,6支給認定期間,7支給終了理由,8認定者番号,9認定区分,10認定種別,11障害者手帳の有無,12生活保護適用の有無,13現況,14保育必要理由,15保育必要量,16優先利用事由,17契約日,18利用期間,19利用施設名,20解約理由,21幼保区分,22市民税額,23階層,242子区分,25調定額,26収納額,27収納日,28口座情報,29認定申請日,30申請番号,31利用希望施設名,32希望理由,33利用選考基準,34入園日,35退園日						
記録範囲		施設型給付費・地域型保育給付費支給認定申請者及び認定者,特定教育・ 保育施設利用者						
記録情報の	収集方法	0	本人		本人以外			
(本人以外	の場合は、収集先)			収集先				
要配慮個人ときは、そ	し情報が含まれる ∙の旨	含む						
記録情報の	経常的提供先	特定教育・保育施設等の利用施設(事業者)						
開示請求等 の名称及び	等を受理する組織 所在地		三原市教育振興課 也)三原市港町3 - 5 - 1					
	利用停止に関する D規定による特別	_						
個人情報力	マイルの種別	0	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)		法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)			
八	個人情報ファイルの種別		政令第21条第7項に 該当するファイル					
	等匿名加工情報の 集をする個人情報 ある旨	該当なし						

番号	108						
個人情報フ	個人情報ファイルの名称		学齢簿				
行政機関等	の名称	三原市	教育委員会				
	ファイルが利用に 事務をつかさどる	学校教育課					
個人情報フ	ァイルの利用目的	学校教	育法施行令に基づく学齢	簿の作成	及び就学事務をするため。		
記録項目		1 児童生徒氏名,2児童生徒住所,3児童生徒生年月日,4児童生徒性別,5保護者氏名,6保護者との関係,7就学学校,8入学・転学・卒業の年月日					
記録範囲		学齢児童・生徒及び保護者					
記録情報の	収集方法		本人		本人以外		
(本人以外	の場合は、収集先)			収集先	教育システム		
要配慮個人ときは、そ	、情報が含まれる の旨	含む					
記録情報の	経常的提供先	転入元・転入先の教育委員会					
開示請求等 の名称及び	等を受理する組織 所在地	(名称) 三原市教育振興課 (所在地) 三原市港町3 - 5 - 1					
	川用停止に関する D規定による特別	_					
四山桂扣马	個人情報ファイルの種別		法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)		法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)		
1回人情報ノ			政令第21条第7項に 該当するファイル				
	等匿名加工情報の 集をする個人情報 ある旨	該当なし					

番号	109						
個人情報ファイルの名称		就学援助					
行政機関等	の名称	三原市	教育委員会				
	ファイルが利用に §務をつかさどる	学校教	育課				
個人情報フ	ァイルの利用目的	就学援	助事業の審査,支給等に	:利用する	<i>t=め</i> 。		
記録項目		1氏名,2住所,3生年月日,4性別,5就学学校,6補助区分,7申請日, 8認定日,9審査結果,10公的扶助,11世帯収入状況,12支給内容,13 金融機関コード,14金融機関名称,15口座番号,16口座名義人					
記録範囲		児童生徒,保護者					
記録情報の			本人		本人以外		
(本人以外	の場合は、収集先)			収集先	教育システム		
要配慮個人ときは、そ	、情報が含まれる の旨	含む					
記録情報の	経常的提供先	転出先の教育委員会					
開示請求等 の名称及び	テを受理する組織 所在地	(名称) 三原市教育振興課 (所在地) 三原市港町3-5-1					
訂正及び利用停止に関する 他の法令の規定による特別 の手続等		_					
(四 1 桂 42 つ			法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)		法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)		
個人情報ファイルの種別   		無	政令第21条第7項に 該当するファイル				
	F匿名加工情報の 長をする個人情報 ある旨	該当なし					

番号	110						
個人情報フ	ァイルの名称	給食費管理システム					
行政機関等	の名称	三原市教育委員会					
	ファイルが利用に 事務をつかさどる i	学校給食課					
個人情報フ	ァイルの利用目的	学校給	食費管理のため				
記録項目		1児童宛名番号,2児童氏名,3児童生年月日,4児童住所,5保護者宛名番号,6保護者氏名,7保護者住所,8学校名,9学年名,10職員区分,11保護区分,12口振金融機関情報,13期別・年計調定額,14期別・年計収納額,15期別・年計実食数,16期別・年計実牛乳数番号,5受賞歴,6…,7…,…					
記録範囲	記録範囲		学校給食喫食者				
記録情報の	収集方法	0	本人		本人以外		
(本人以外	の場合は、収集先)			収集先			
要配慮個人ときは、そ	∖情報が含まれる ·の旨	含まない					
記録情報の	経常的提供先	なし					
開示請求等 の名称及び	等を受理する組織 所在地	(名称) 三原市教育振興課 (所在地) 三原市港町3 - 5 - 1					
	利用停止に関する D規定による特別	_					
	ーノルの衽叫	0	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)		法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)		
1回入1再報ノ	個人情報ファイルの種別		政令第21条第7項に 該当するファイル				
	等匿名加工情報の 集をする個人情報 ある旨	該当なし					

番号	111							
個人情報フ	個人情報ファイルの名称		選挙人名簿					
行政機関等	の名称	三原市選挙管理委員会						
	ファイルが利用に 事務をつかさどる :	選挙管理委員会事務局						
個人情報フ	ァイルの利用目的	選挙人	を登録するため					
記録項目		1氏名,	2住所,3性別,4生年月	日				
記録範囲		年齢満18歳以上の日本国民で、引き続き3ヶ月以上住所を有する者						
記録情報の	記録情報の収集方法		本人	0	本人以外			
(本人以外	の場合は、収集先)			収集先	住民基本台帳			
要配慮個人ときは、そ	、情報が含まれる の旨	含まない						
記録情報の	経常的提供先	なし						
開示請求等 の名称及び	等を受理する組織 所在地	(名称) 三原市選挙管理委員会事務局 (所在地) 三原市港町3 - 5 - 1						
	川用停止に関する D規定による特別							
個人情報つ			法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)		法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)			
個人情報ファイルの種別		無	政令第21条第7項に 該当するファイル					
	等匿名加工情報の 集をする個人情報 ある旨	該当なし						

番号	112						
個人情報ファイルの名称		農家台帳					
行政機関等	の名称	三原市	農業委員会				
	7ァイルが利用に §務をつかさどる	農業委	員会事務局				
個人情報フ	ァイルの利用目的	従事、		、農業者	地転用(第4条・第5条)、耕作 年金、認定農業者、農業生産法人 。		
記録項目		1氏名, 番号	2住所,3性別,4生年月	日, 5続村	丙,6資産状況,7家族構成,8電話		
記録範囲		三原市内に農地を保有する農家世帯,及び農地を所有する農家。					
記録情報の	収集方法	0	本人	0	本人以外		
(本人以外	の場合は、収集先)			収集先	他の実施機関		
要配慮個人ときは、そ	、情報が含まれる の旨	含まない					
記録情報の	経常的提供先	三原市経済部農林水産課					
開示請求等 の名称及び	穿を受理する組織 所在地	(名称) 三原市農業委員会事務局 (所在地) 三原市港町3 - 5 - 1					
	川用停止に関する )規定による特別	_					
個人情報ファイルの種別		0	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)		法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)		
		無	政令第21条第7項に 該当するファイル				
	ቹ匿名加工情報の €をする個人情報 ある旨	該当なし					